国立大学法人鹿屋体育大学職員給与規則

（平成１６年４月１日 規則第２５号）

改正　平成１７年１１月２日 規則第１０号
平成１７年１２月１日 規則第１２号
平成１８年３月２４日 規則第７号
平成１９年３月２２日 規則第３０号
平成２０年２月７日 規則第１号
平成２０年３月１９日 規則第７号
平成２１年６月２３日 規則第９号
平成２１年１１月３０日 規則第１７号
平成２２年３月３０日 規則第６号
平成２２年１１月３０日 規則第１４号
平成２３年３月３１日 規則第１７号
平成２４年４月５日 規則第４号
平成２５年１０月３０日 規則第１７号
平成２７年１月２６日 規則第１号
平成２７年３月２７日 規則第２１号
平成２８年２月２９日 規則第６号
平成２９年２月２日 規則第４号
平成３０年１月１９日 規則第２号
平成３０年２月７日 規則第６号
平成３１年２月１日 規則第３号
令和元年１０月２３日 規則第３４号
令和２年２月２０日 規則第４号
令和２年３月２５日 規則第７号
令和２年１１月２６日 規則第１８号
令和３年６月２８日 規則第４３号
令和３年７月１日 規則第４５号
令和４年４月１８日 規則第２７号
令和４年７月１日 規則第３６号
令和５年１月２５日 規則第２号
令和５年１０月２０日 規則第２４号
令和６年１月２２日 規則第２号
令和６年６月２５日 規則第１６号
令和７年１月２８日 規則第２号
令和７年３月１９日 規則第１１号

目次

第１章　総則（第１条－第１０条）
第２章　本給（第１１条－第２０条）
第３章　諸手当（第２１条－第３４条）
第４章　給与の特例等（第３５条－第３８条）
第５章　雑則（第３９条・第４０条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は、国立大学法人鹿屋体育大学就業規則（平成１６年規則第２０号。以下「就業規則」という。）第２３条の規定に基づき、国立大学法人鹿屋体育大学（以下「本学」という。）に勤務する職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

（給与の種類）

第２条　職員の給与は、本給及び諸手当として支給する。

２　諸手当は、本給調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特別勤務手当、入試手当及び公開講座手当とする。

（給与の支払日）
第３条　本給は、その月の１７日（以下この項、第２項及び第３項において「支給定日」という。）に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは１５日（１５日が休日に当たるときは、１８日）に、支給定日が土曜日に当たるときは１６日に、支給定日が日曜日及び土曜日以外の休日に当たるときは１８日に支給する。
２　本給調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び特別勤務手当は、その月の支給定日に支給する。
３　時間外勤務手当、休日手当、管理職員特別勤務手当、入試手当及び公開講座手当は、当該手当の支給要件となる事実が発生した月の翌月の支給定日に支給する。
４　期末手当及び勤勉手当は、６月３０日及び１２月１０日（この項において両日を「支給定日」という。）に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは前日に支給する。

（給与の支払）
第４条　職員の給与は、その全額を現金で直接職員に支払うものとする。ただし、法令に基づき職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その職員に支払うべき給与の全額から、その金額を控除して支払うものとする。
２　前項の規定にかかわらず、職員が給与につき自己の預貯金口座への振り込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

（日割計算等）
第５条　新たに職員となった者には、その日から本給を支給し、昇給等により号給に異動を生じた者には、その日から新たに定められた本給を支給する。
２　職員が退職し、又は解雇されたときは、その日まで本給を支給する。
３　職員が死亡したときは、その月まで本給を支給する。
４　第１項又は第２項の規定により本給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その本給は、当該月の現日数から就業規則第３３条、鹿屋体育大学職員の勤務時間、休暇等に関する規則第３条及び第８条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（給与の即時払）
第６条　職員が次の各号のいずれかに該当する場合に、職員又は権利者の請求があったときは、第３条の規定にかかわらず、すみやかに給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に関して係争があるときは、この限りでない。
(1) 退職し、又は解雇されたとき
(2) 職員が死亡したとき

（非常時払）
第７条　職員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ、本人から請求があったときは、第３条の規定にかかわらず、当該請求の日までの給与を速やかに支払う。
(1) 本人又はその収入によって生計を維持する者が結婚し、又は出産したとき
(2) 本人又はその収入によって生計を維持する者が疾病、死亡又は災害を受けたとき
(3) 本人又はその収入によって生計を維持する者が帰郷の費用にあてるとき

（勤務時間１時間当たりの給与額の算出）
第８条　次条、第２９条、第３０条、第３６条から第３８条に規定する勤務１時間当たり

の給与額は、本給及び本給調整額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を、毎年４月１日を起算日とした１年間における１月平均所定勤務時間で除して得た額とする。

（端数計算）
第９条　前条に規定する勤務１時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に５０銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、５０銭以上１円未満の端数を生じたときは、これを１円に切り上げるものとする。

（端数の処理）
第１０条　この規則により計算した確定金額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第２章　本給

（本給）
第１１条　本給は、次条の本給表の定める級及び号給に基づき決定する。
第１２条　本給表の種類は、次に掲げるとおりとする。
(1) 一般職員本給表（一）（別表第１）
(2) 一般職員本給表（二）（別表第２）
(3) 教育職員本給表（別表第３）
(4) 医療職員本給表（別表第４）
２　前項に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務分類基準及び級別の資格基準は、別に定める。

（初任給）
第１３条　新たに職員として採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して、別に定めるところにより決定する。

（昇格）
第１４条　職員の従事する職務及び勤務成績に応じ、１級上位の級に昇格させることができる。

第１５条　前条の規定にかかわらず、職員が現に受けている級より上位の職務の級に決定される資格を有するに至った場合には、その資格に応じた職務の級に昇格させることができる。

（降格）
第１６条　職員を別に定めるところにより降任したときは、その者が従事する職務の下位の級に降格させることができる。

（本給表の適用を異にする異動の場合の職務の級）
第１７条　職員を本給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合、その者の職務の級は異動後の職務に応じ、決定する。

（昇給）
第１８条　職員の昇給は、別に定める場合を除き、毎年１月１日に同日前１年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。
２　前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同

項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を４号給とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

３　５５歳（一般職員本給表（二）の適用を受ける職員にあっては５７歳）を超える職員に関する前項の規定の適用については、その者の勤務成績が特に良好以上である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の号給数は、勤務成績に応じて別に定める基準に従い決定するものとする。

４　一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が８級以上の職員及び教育職員本給表の適用を受ける職員でその職務の級が５級以上である職員に関する第２項の規定の適用については､その者の勤務成績が特に良好以上である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の号給数は、勤務成績に応じて別に定める基準に従い決定するものとする。

５　職員の昇給は､その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

６　第１項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は別に定める。

第１９条　削除

第２０条　削除

第３章　諸手当

（本給調整額）

第２１条　本給調整額は、職務の複雑、困難若しくは責任の程度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他勤務条件が、同じ職務の級に属する他の職員と比較して困難な業務に従事する職員に対して支給する。

２　前項の規定による本給の調整を行う職は、別表第５に掲げる勤務箇所に勤務する同表の職員欄に掲げる職員の占める職とする。

３　職員に支給する本給調整額は、当該職員の職務の級に応じて別表第６に掲げる調整基本額にその者に係る別表第５の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

（管理職手当）

第２２条　管理職手当は、別に定める管理又は監督の地位にある職（以下「管理職」という。）を占める職員に対して支給する。

２　管理職手当の月額は、次の表に掲げる適用区分に応じた支給額とする。

一般職員本給表（一）

職務の級	適用区分	支　給　額
９級	Ⅰ種	１０４，２００円
８級	Ⅰ種	９４，０００円
	Ⅱ種	８２，２００円
７級	Ⅱ種	７７，４００円
	Ⅲ種	６６，４００円
６級	Ⅱ種	７２，７００円
	Ⅲ種	６２，３００円
	Ⅳ種	５１，９００円
５級	Ⅲ種	５９，５００円
	Ⅳ種	４９，６００円
４級	Ⅲ種	５５，５００円

	Ⅳ種	４６，３００円

３　前項に規定する管理職手当の月額は、所定の労働時間を超えて勤務した場合における手当相当額(ただし､当該勤務が深夜において行われた場合を除く｡)を含むものとする。

（初任給調整手当）

第２３条　初任給調整手当は、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする勤務箇所における職に新たに採用された職員に対して、月額５１，６００円を超えない範囲の額を採用された日から３５年以内の期間、採用された日から１年を経過するごとにその額を減じて支給する。

（扶養手当）

第２４条　扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、一般職員本給表（一）９級もしくは教育職員本給表６級の適用を受ける職員に対しては、支給しない。

２　前項に規定する扶養親族は、次の各号のいずれかに該当する者で、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものとする。

(1) 満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子
(2) 満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある孫
(3) 満６０歳以上の父母及び祖父母
(4) 満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある弟妹
(5) 重度心身障害者

３　扶養手当の月額は、前項第１号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については１人につき１３，０００円、扶養親族たる父母等については１人につき６，５００円（一般職員本給表（一）８級もしくは教育職員本給表５級の適用を受ける職員にあっては、３，５００円）とする。

４　扶養親族たる子のうちに満１５歳に達する日後の最初の４月１日から満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、５，０００円に当該期間にある当該扶養親族となる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（地域手当）

第２５条　地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して別に定める地域に所在する国の機関、他の国立大学法人又は独立行政法人等（以下「国の機関等」という。）に常勤職員として６箇月以上勤務し、本学の人事交流施策に基づき引き続き本学の職員となった者に対して支給する。

２　地域手当の月額は、本給、本給調整額、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、本学の職員となった日（次項において「異動日」という。）の前日において受けていた地域手当に相当する手当の支給割合を乗じて得た額とする。

３　地域手当は、異動日から３年を経過するまでの間に限り支給するものとし、当該異動日から１年を経過したときは、前項の支給割合に１００分の８０を乗じ、当該異動日から２年を経過した時は、前項の支給割合に１００分の６０を乗じて得た割合により支給するものとする。

４　前３項の規定にかかわらず、研修期間中の文部科学省関係機関職員行政実務研修参加職員に対しては地域手当を支給するものとし、その月額は、本給、本給調整額、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、人事院規則９－４９（地域手当）で定める支給地域に応じた支給割合を乗じて得た額とする。

（広域異動手当）

第２５条の２　国の機関等の常勤職員であった者で、本学の人事交流施策に基づき引き続き本学の職員となった場合又は本学が移転した場合（以下この条において「異動等」という。）につき、別に定める方法により算定した国の機関等と本学との距離（異動等の日の前の日に在勤していた国の機関等と本学との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と本学との間の距離（異動等の直前の住居と本学との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも６０キロメートル以上であるとき（当該住居と本学との間の距離が６０キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と本学との間の距離が６０キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として別に定める場合を含む。）は、当該職員には、当該異動等の日から３年を経過する日までの間、本給、本給調整額、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に当該異動に係る本学と国の機関等との間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に国の機関等への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として別に定める場合は、この限りではない。

(1)　３００キロメートル以上　１００分の１０

(2)　６０キロメートル以上３００キロメートル未満　１００分の５

２　前項の規定により広域異動手当が支給される職員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から３年を経過するまでの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当は支給しない。

３　前２項の規定により広域異動手当を支給することとなる職員が、第２５条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前２項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前２項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

４　前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（住居手当）

第２６条　住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。

(1)　職員が居住するため住宅（貸間を含む。第２号において同じ。）を借り受け、月額１６，０００円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（本学、国の機関及び他の国立大学法人等より有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他別に定める職員を除く。）

(2)　第２８条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅（国の機関及び他の国立大学法人等より貸与されている有料宿舎その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額１６，０００円を超える家賃を支払っている者又はこれらの者との権衡上必要があると認められるもの

２　住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（第

１号に掲げる職員のうち第２号に掲げる職員であるものについては、第１号に掲げる額及び第２号に掲げる額の合計額）とする。

(1) 前項第１号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に１００円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

イ　月額２７，０００円以下の家賃を支払っている職員　家賃の月額から１６，０００円を控除した額

ロ　月額２７，０００円を超える家賃を支払っている職員　家賃の月額から２７，０００円を控除した額の２分の１（その控除した額の２分の１が１７，０００円を超えるときは、１７，０００円）を１１，０００円に加算した額

(2) 前項第２号に掲げる職員　第１号の規定の例により算出した額の２分の１に相当する額（その額に１００円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

（通勤手当）

第２７条　通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路等（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるもの及び第３号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるものを除く。）

２　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第１号に掲げる職員　別に定めるところにより算出した額（以下「１箇月当たりの運賃等相当額」という。）。ただし、１箇月当たりの運賃等相当額が５５，０００円を超えるときは、５５，０００円

(2) 前項２号に掲げる職員　自動車等の使用距離に応じて次表に定める額

自動車等の使用距離	手当額
片道５㎞未満	２，０００円
片道５㎞以上１０㎞未満	４，２００円
片道１０㎞以上１５㎞未満	７，１００円
片道１５㎞以上２０㎞未満	１０，０００円
片道２０㎞以上２５㎞未満	１２，９００円
片道２５㎞以上３０㎞未満	１５，８００円
片道３０㎞以上３５㎞未満	１８，７００円
片道３５㎞以上４０㎞未満	２１，６００円
片道４０㎞以上４５㎞未満	２４，４００円
片道４５㎞以上５０㎞未満	２６，２００円
片道５０㎞以上５５㎞未満	２８，０００円
片道５５㎞以上６０㎞未満	２９，８００円
片道６０㎞以上	３１，６００円

(3) 前項第３号に掲げる職員　１箇月当たりの運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額（当該額が５５，０００円を超えるときは、５５，０００円）。ただし、自動車等の使用距離が片道２キロメートル未満である職員に支給する通勤手当の額は、第１号に定める額

（単身赴任手当）

第２８条　単身赴任手当は、国の機関等の常勤職員であった者が、本学の人事交流施策に基づき引き続き本学の職員となり、これに伴い住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、異動の直前の住居から本学に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（権衡上必要があると認められる職員を含む。）に対して支給する。

２　単身赴任手当の月額は、３０，０００円とする。ただし、職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が１００キロメートル以上ある場合については、次の表に掲げる交通距離の区分に応じて、その額に同表に定める額を加算するものとする。

交　通　距　離	加　算　額
１００㎞以上３００㎞未満	８，０００円
３００㎞以上５００㎞未満	１６，０００円
５００㎞以上７００㎞未満	２４，０００円
７００㎞以上９００㎞未満	３２，０００円
９００㎞以上１，１００㎞未満	４０，０００円
１，１００㎞以上１，３００㎞未満	４６，０００円
１，３００㎞以上１，５００㎞未満	５２，０００円
１，５００㎞以上２，０００㎞未満	５８，０００円
２，０００㎞以上２，５００㎞未満	６４，０００円
２，５００㎞以上	７０，０００円

３　新たに本学の職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第１項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前２項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

（時間外勤務手当）

第２９条　時間外勤務手当は、業務上の必要により、就業規則第３１条第１項に規定する所定の勤務時間以外の時間に当該所定の勤務時間を超えて勤務を命じられた職員に対して、当該勤務を命じられ勤務した時間１時間につき、第８条に規定する勤務１時間当たりの給与額に１００分の１２５（その勤務が午後１０時から午前５時の間（以下「深夜」という。）において行われた場合は、１００分の１５０）を乗じて得た額を支給する。

２　前項の規定にかかわらず、管理職の職員については、時間外勤務手当を支給しない。ただし、その勤務が深夜において行われた場合は、勤務した時間１時間につき、第８条に規定する勤務１時間当たりの給与額に１００分の１２５を乗じて得た額を時間外勤務相当手当として支給する。

（休日手当）

第３０条　休日手当は、業務上の必要により、就業規則第３３条に規定する休日（以下この条及び次条において「休日」という。）に勤務を命じられた職員に対して、当該休日勤

務を命じられ勤務した時間１時間につき、第８条に規定する勤務１時間当たりの給与額に１００分の１３５（その勤務が深夜において行われた場合は、１００分の１６０）を乗じて得た額を支給する。

２　前項の規定にかかわらず、休日の振替が行われた職員（振替後の休日に勤務した場合を除く。）、及び管理職の職員については、休日手当を支給しない。

（管理職員特別勤務手当）

第３１条　管理職員特別勤務手当は、臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により、次の各号に掲げる日に勤務をした管理職の職員に対して支給する。

(1) 休日

(2) 休日以外の日（午後１０時から午前５時までの間に限る。）

２　管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務１回につき、次の表に掲げる適用区分に応じて同表に定める額とする。ただし、前項第１号の勤務１回の従事時間が６時間を超える場合には、同表に定める額に１００分の１５０を乗じて得た額とする。

適用区分	手　当　額	
	前項第１号による勤務	前項第２号による勤務
Ⅰ種	１２，０００円	６，０００円
Ⅱ種	１０，０００円	５，０００円
Ⅲ種	８，５００円	４，３００円

３　次に掲げる場合には、前項の規定による第１項第２号にかかる管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、管理監督職員がした第１項第２号による勤務は、同項第１号による勤務とみなす。

(1) 第１項第１号の勤務をした後、引き続いて同項第２号の勤務をした場合

(2) 第１項第２号の勤務をした後、引き続いて同項第１号の勤務をした場合

（期末手当）

第３２条　期末手当は、第３条第４項に規定する支給定日の属する月の初日（以下、この条、次条及び第３５条において「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、基準日以前６箇月以内の期間における在職期間等に応じて支給する。基準日前１箇月以内に退職（死亡を含む。以下この条において同じ。）し、若しくは就業規則第１６条及び第１７条の規定により解雇された職員（別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する職員に対しては、期末手当を支給しない。

(1) 基準日に在職する者のうち、次に掲げる職員

イ　無給休職者（就業規則第１２条第１項の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）

ロ　刑事休職者（就業規則第１２条第１項第２号の規定に該当して休職にされている職員をいう。）

ハ　就業規則第４１条の規定により育児休業をしている職員のうち、基準日以前６箇月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）のない者

ニ　就業規則第４２条の規定により介護休業をしている職員のうち、基準日以前６箇月以内の期間において勤務した期間のない者

ホ　停職者（就業規則第４９条の規定により停職にされている職員をいう。）

(2) 基準日前１箇月以内に退職し、又は解雇された職員のうち、次に掲げる職員

イ　その退職し、又は解雇された日において前号のいずれかに該当する職員であった者

ロ　その退職し、又は解雇された後基準日までの間において一般職の職員の給与に関する法律（昭和２５年法律第９５号）の適用を受ける職員となった者

ハ　その退職し、又は解雇された後基準日までの間において国の機関又は他の法人等の職員となった者（本学の在職期間を当該法人等の職員としての在職期間に通算することとされている法人等の職員に限る。）

３　前項に規定する場合のほか、期末手当を不支給又は一時差止とすることが適当と認められる事由がある職員については、期末手当を支給せず、又はその支給を一時差し止めることができる。

４　期末手当の額は、基準日又は退職等の日現在において職員が受けるべき期末手当基礎額（本給（本給調整額を含む。）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額をいう。）に、次の表（１）（この表において「特定幹部職員」とは、一般職員本給表（一）７級以上で次項の表（２）に定める者をいう。以下同じ。）に定める期別支給割合を乗じて得た額について、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて次の表（２）に定める在職期間別割合を乗じて得た額とする。

表（１）期別支給割合

一般の職員	特定幹部職員
１００分の１２５	１００分の１０５

表（２）在職期間別割合

在職期間	割合
６箇月	１００分の１００
５箇月以上６箇月未満	１００分の８０
３箇月以上５箇月未満	１００分の６０
３箇月未満	１００分の３０

５　前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、次の表（１）に定める職員については、本給及びこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表に定める加算割合を乗じて得た額（以下「役職段階別加算額」という。）を、次の表（２）に定める特定幹部職員にあっては、本給月額に同表に定める加算割合を乗じて得た額（以下「管理職加算額」という。）を加算した額を同項の期末手当基礎額とする。

表（１）役職段階別加算表

本給表	職務の級	加算割合
一般職員本給表(一)	９級・８級	１００分の２０
	７級・６級	１００分の１５
	５級・４級	１００分の１０
	３級	１００分の５
教育職員本給表	５級	１００分の１５（別に定める者にあっては１００分の２０）
	４級・３級	１００分の１０（４級の職員のうち別に定める者にあっては１００分の１５）
	２級（別に定める者に限る。）	１００分の５
医療職員本給表	３級・２級（別に定める者に限る。）	１００分の５

表（２）管理職加算表

本給表	管理職手当の区分	加算割合
一般職員本給表(一)	Ｉ種	１００分の１５

（勤勉手当）

第３３条　勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、別に定める場合を除き、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。基準日前１箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員（前条第２項第２号に定める職員を除く。）についても、同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、基準日に在職する職員のうち、次の各号のいずれかに該当する職員に対しては、勤勉手当を支給しない。

(1) 就業規則第１２条第１項の規定に基づく休職期間中の職員（業務上負傷した者等を除く。）

(2) 就業規則第４１条の規定により育児休業をしている職員のうち、基準日以前６箇月以内の期間において勤務した期間のない者

(3) 就業規則第４２条の規定により介護休業をしている職員のうち、基準日以前６箇月以内の期間において勤務した期間のない者

(4) 就業規則第４９条の規定に基づく停職期間中の職員

３　前項に規定する場合のほか、勤勉手当を不支給又は一時差止とすることが適当と認められる事由がある職員については、勤勉手当を支給せず、又はその支給を一時差し止めることができる。

４　勤勉手当の額は、基準日又は退職等の日現在において職員が受けるべき本給（本給調整額を含む。）並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に、役職段階別加算額（特定幹部職員にあっては、その額に管理職加算額を加えた額）を加算した額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の勤務期間に応じて次の表（１）に定める割合を乗じて得た額について、当該職員の職務について学長による勤務成績の証明に基づき次の表（２）に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に当該職員が基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に１００分の１０５（特定幹部職員にあっては、１００分の１２５）を乗じて得た額の総額の範囲内とする。

表（１）勤務期間割合

勤　務　期　間	割　　合
６箇月	１００分の１００
５箇月１５日以上６箇月未満	１００分の９５
５箇月以上５箇月１５日未満	１００分の９０
４箇月１５日以上５箇月未満	１００分の８０
４箇月以上４箇月１５日未満	１００分の７０
３箇月１５日以上４箇月未満	１００分の６０
３箇月以上３箇月１５日未満	１００分の５０
２箇月１５日以上３箇月未満	１００分の４０
２箇月以上２箇月１５日未満	１００分の３０
１箇月１５日以上２箇月未満	１００分の２０
１箇月以上１箇月１５日未満	１００分の１５
１５日以上１箇月未満	１００分の１０
１５日未満	１００分の５
零	零

表（２）成績率

勤務成績	一 般 の 職 員	特定幹部職員

特に優秀	１００分の１２４以上 １００分の３１５以下	１００分の１４８以上 １００分の３７５以下
優秀	１００分の１１２．５以上 １００分の１２４未満	１００分の１３３．５以上 １００分の１４８未満
良好	１００分の１０１	１００分の１２１
良好でない者	１００分の１０１未満	１００分の１２１未満

（特別勤務手当）

第３４条　特別勤務手当は、著しく困難な業務又は専門的な知識を必要とする業務で、給与上特別の考慮を必要とするものとして学長が別に定める業務に従事する職員に対して支給する。

（入試手当）

第３４条の２　入試手当は、本学が実施する入学試験に係る特定の業務に従事した場合に支給する。

２　前項に規定する特定の業務及び入試手当の額は、次の表に掲げる適用区分及びそれに応じた支給額とする。

区分		手当額
問題作成業務	学部入試	１科目につき５，０００円
	大学院入試	１科目につき５，０００円
問題点検業務	学部入試	１科目につき３，０００円
	大学院入試	１科目につき３，０００円（課程ごと）
答案採点業務	学部入試	１時間につき２，０００円
	大学院入試	１時間につき２，０００円

（公開講座手当）

第３４条の３　公開講座手当は、本学が実施する公開講座（鹿屋体育大学公開講座規則（平成１６年４月１日規則第１３号）第２条に定める講座）に係る業務に従事した場合に支給する。

２　前項の手当の額は、１時間につき３，０００円とする。ただし、特段の事情がある場合には、総務委員会の意見を聴いて学長が別に定めることができる。

第４章　給与の特例等

（休職者の給与）

第３５条　職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第１２条第１項第１号に定める事由に該当して休職（以下この条において「病気休職」という。）にされたときは、その休職期間中、その者に給与の全額を支給する。

２　職員が前項の傷病以外の傷病により病気休職にされたときは、その休職期間が１年（結核性疾患にあっては２年）に達するまでは、その者に本給、本給調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの１００分の８０を支給する

ことができる。
３　職員が刑事事件に関して起訴され、就業規則第１２条第１項第２号に定める事由に該当して休職にされたときは、その休職期間中、その者に本給、本給調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれの１００分の６０以内を支給することができる。
４　職員が就業規則第１２条第１項第３号に定める事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、その者に本給、本給調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ１００分の７０以内（業務上の災害又は通勤による災害と認められるときは１００分の１００以内）を支給することができる。
５　職員が就業規則第１２条第１項第４号に定める事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、その者の休職事由に応じて本給、本給調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ１００分の１００以内を支給し、又は無給とすることができる。

（育児休業等をしている職員の給与）
第３６条　就業規則第４１条の規定により育児休業等をしている職員の給与については、次の各号の定めるところによる。
(1) 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。
(2) 育児休業をしている職員のうち、第３２条第１項又は第３３条第１項に規定するそれぞれの基準日以前６箇月以内の期間において勤務した期間（期末手当については、別に定めるこれに相当する期間を含む。）のある者については、前号の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給する。
(3) 職員が育児部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、第３８条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、第８条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
２　職員が月の中途において育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合には、第５条の規定を準用して支給する。
３　育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業した期間を引き続き勤務したものとみなして、号給を調整することができる。

（介護休業等をしている職員の給与）
第３７条　就業規則第４２条の規定により介護休業等をしている職員の給与については、次の各号の定めるところによる。
(1) 介護休業をしている期間については、給与を支給しない。
(2) 介護休業をしている職員のうち、第３２条第１項又は第３３条第１項に規定するそれぞれの基準日以前６箇月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）のある者については、前号の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給する。
(3) 職員が介護部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、次条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、第８条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
２　職員が月の中途において介護休業を始め、又は介護休業の終了により職務に復帰した場合には、第５条の規定を準用して支給する。
３　介護休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該介護休業した期間を引き続き勤務したものとみなして、号給を調整することができる。

（給与の減額）
第３８条　職員が勤務しないときは、就業規則第３３条に規定する休日その他その勤務し

ないことにつき特に承認があった場合を除き、その勤務しない１時間につき、第８条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
２　前項の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して９０日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、本給の半額を減ずる。

第５章　雑則

（実施に関し必要な事項）
第３９条　この規則の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

（この規則により難い場合の措置）
第４０条　特別の事情によりこの規則によることができない場合又はこの規則によることが著しく不適当であると学長が認める場合は、別段の取り扱いをすることができる。

附　則

この規則は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則（平１７．１１．２規則第１０号）

この規則は、平成１７年１１月２日から施行し、平成１７年４月１日から適用する。

附　則（平１７．１２．１規則第１２号）

（施行期日）
第１条　この規則は、平成１７年１２月１日から施行する。
（職務の級における最高の号給を超える本給月額等の切替え等）
第２条　この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において国立大学法人鹿屋体育大学職員給与規則別表第１から別表第４までの本給表に定める職務の級における最高の号給を超える本給月額を受けていた職員の施行日における本給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、別に定める。
（施行日前の異動者の号給等の調整）
第３条　施行日前に職務の級を異にして異動した職員の施行日における号給又は本給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（雑則）
第４条　前２条に定めるもののほか、附則に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附　則（平１８．３．２４規則第７号）

（施行期日）
第１条　この規則は、平成１８年４月１日から施行する。
（特定の職務の級の切替え）
第２条　平成１８年４月１日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第１に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に２の職務の級が掲げられているときは、別に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。
（号給の切替え）

第３条　切替日の前日において国立大学法人鹿屋体育大学職員給与規則(以下「給与規則」という。）別表第１から別表第４までの本給表の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、次項及び次条に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（別に定める職員にあっては、別に定める期間。以下、「経過期間」という。）に応じて附則別表第２に定める号給とする。

２　前条後段の規定により新級を決定される職員（次条に規定する職員を除く。）の新号給は、新級、旧号給及び経過期間に応じて附則別表第３に定める号給とする。

（職務の級における最高の号給を超える本給月額等の切替え）

第４条　切替日の前日において、給与規則別表第１から別表第４までの本給表に定める職務の級における最高の号給を超える本給月額を受けていた職員の切替日における号給は、新級における最高の号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

第５条　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

第６条　附則第２条から前条までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は本給月額は、給与規則（平成１７年規則第１２号）第２条の規定による改正前の給与規則又は一般職の職員の給与に関する法律（平成１７年法律第１１３号。）附則第１７条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（平成１０年法律第１２０号。）附則第１１項から第１３項まで及びこれらに基づく人事院規則の規定に準じて定められたものでなければならない。

（本給の切替えに伴う経過措置）

第７条　切替日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる職員（別に定める職員を除く。）には、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。

２　切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、本給を支給する。

３　切替日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前２項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前２項の規定に準じて、本給を支給する。

第８条　前条の規定による本給を支給される職員に関する給与規則第３２条第５項の規定の適用については、同項中「本給月額」とあるのは「本給月額と附則第７条の規定による本給の額との合計額」とする。

（平成２２年３月３１日までの間における給与規則の適用に関する特例）

第９条　平成２２年３月３１日までの間における次の表の上欄に掲げる給与規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第１８条第２項		第１８条第３項		
４号給	３号給	４号給	３号給	２号給
３号給	２号給	３号給	２号給	１号給

（地域手当に関する経過措置）

第１０条　本学の職員となった日（以下「異動日」という。）の前日において調整手当に相

当する手当を受けていた場合における当該職員に対する地域手当の支給に関する給与規則第２５条の規定の適用については、同条第２項中「地域手当に相当する手当」とあるのは「調整手当に相当する手当」とする。

（本給調整額に関する経過措置）

第１１条　給与規則第２１条の本給調整額に係る経過措置は別に定める。

（管理職手当に関する経過措置）

第１２条　附則第７条の規定による本給を支給される職員に関する給与規則第２２条の規定の適用については、同条中「本給月額」とあるのは、「本給月額と附則第７条の規定による本給の額との合計額」とする。

（雑則）

第１３条　前各条に定めるもののほか、附則に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附則別表第１　職務の級の切替表（附則第２条関係）

本　給　表	旧　　級	新　　級
一般職員本給表（一）	１級	１級
	２級	
	３級	２級
	４級	３級
	５級	
	６級	４級
	７級	５級
	８級	６級
	９級	７級
	１０級	８級
	１１級	９級
教育職員本給表	５級	５級
		６級

附則別表第２　旧級がこれに対応する附則別表第１の新級欄に２の職務の級が掲げられている職務の級である職員以外の職員の号給の切替表（附則第３条関係）

イ　一般職員本給表（一）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	3月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	２５	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	２６	6	2	１０	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	２７	7	3	１１	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	２８	8	4	１２	1	1	1	1	1
	12月以上	5	２９	9	5	１３	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	２９	9	5	１３	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	３０	１０	6	１４	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	３１	１１	7	１５	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	３２	１２	8	１６	4	1	1	1	1

	12 月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3 月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12 月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3 月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6 月以上 9 月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9 月以上 12 月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12 月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3 月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3 月以上 6 月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6 月以上 9 月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9 月以上 12 月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12 月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3 月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3 月以上 6 月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6 月以上 9 月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9 月以上 12 月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12 月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3 月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3 月以上 6 月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6 月以上 9 月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9 月以上 12 月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12 月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3 月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3 月以上 6 月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6 月以上 9 月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9 月以上 12 月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12 月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3 月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3 月以上 6 月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6 月以上 9 月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9 月以上 12 月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12 月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3 月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3 月以上 6 月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6 月以上 9 月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9 月以上 12 月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12 月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	3 月未満	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3 月以上 6 月未満	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6 月以上 9 月未満	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9 月以上 12 月未満	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12 月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3 月未満	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25

13	3月以上6月未満	３６	７０	５０	４６	５４	４２	３８	３４	３０	２６
	6月以上9月未満	３６	７１	５１	４７	５５	４３	３９	３５	３１	２７
	9月以上12月未満	３６	７２	５２	４８	５６	４４	４０	３６	３２	２８
	12月以上	３７	７３	５３	４９	５７	４５	４１	３７	３３	２９
14	3月未満	３７	７３	５３	４９	５７	４５	４１	３７	３３	２９
	3月以上6月未満	３７	７４	５４	４９	５８	４６	４２	３８	３４	３０
	6月以上9月未満	３７	７５	５５	５０	５９	４７	４３	３９	３５	３１
	9月以上12月未満	３７	７６	５６	５０	６０	４８	４４	４０	３６	３２
	12月以上	３８	７７	５７	５１	６１	４９	４５	４１	３７	３３
15	3月未満	３８	７７	５７	５１	６１	４９	４５	４１	３７	３３
	3月以上6月未満	３８	７８	５８	５１	６２	５０	４６	４２	３８	３４
	6月以上9月未満	３８	７９	５９	５２	６３	５１	４７	４３	３９	３５
	9月以上12月未満	３８	８０	６０	５２	６４	５２	４８	４４	４０	３６
	12月以上	３９	８１	６１	５３	６５	５３	４９	４５	４１	３７
16	3月未満	３９	８１	６１	５３	６５	５３	４９	４５	４１	
	3月以上6月未満	３９	８２	６２	５４	６６	５４	５０	４６	４２	
	6月以上9月未満	３９	８３	６３	５５	６７	５５	５１	４７	４３	
	9月以上12月未満	３９	８４	６４	５６	６８	５６	５２	４８	４４	
	12月以上	４０	８５	６５	５７	６９	５７	５３	４９	４５	
17	3月未満		８５	６５	５７	６９	５７	５３	４９	４５	
	3月以上6月未満		８６	６６	５７	７０	５８	５４	５０	４６	
	6月以上9月未満		８７	６７	５８	７１	５９	５５	５１	４７	
	9月以上12月未満		８８	６８	５８	７２	６０	５６	５２	４８	
	12月以上		８９	６９	５９	７３	６１	５７	５３	４９	
18	3月未満		８９	６９	５９	７３	６１	５７	５３	４９	
	3月以上6月未満		９０	７０	５９	７４	６２	５８	５４	５０	
	6月以上9月未満		９１	７１	６０	７５	６３	５９	５５	５１	
	9月以上12月未満		９２	７２	６０	７６	６４	６０	５６	５２	
	12月以上		９３	７３	６１	７７	６５	６１	５７	５３	
19	3月未満		９３	７３	６１	７７	６５	６１	５７		
	3月以上6月未満		９３	７４	６１	７８	６６	６２	５８		
	6月以上9月未満		９３	７５	６１	７９	６７	６３	５９		
	9月以上12月未満		９３	７６	６２	８０	６８	６４	６０		
	12月以上		９３	７７	６２	８１	６９	６５	６１		
20	3月未満			７７	６２	８１	６９	６５	６１		
	3月以上6月未満			７８	６２	８２	７０	６６	６２		
	6月以上9月未満			７９	６３	８３	７１	６７	６３		
	9月以上12月未満			８０	６３	８４	７２	６８	６４		
	12月以上			８１	６３	８５	７３	６９	６５		
21	3月未満			８１	６３	８５	７３	６９	６５		
	3月以上6月未満			８２	６４	８６	７４	７０	６６		
	6月以上9月未満			８３	６４	８７	７５	７１	６７		
	9月以上12月未満			８４	６４	８８	７６	７２	６８		
	12月以上			８５	６５	８９	７７	７３	６９		
22	3月未満			８５	６５	８９	７７	７３			
	3月以上6月未満			８６	６５	９０	７８	７４			
	6月以上9月未満			８７	６６	９１	７９	７５			

	9月以上12月未満			８８	６６	９２	８０	７６			
	12月以上			８９	６７	９３	８１	７７			
23	3月未満			８９	６７	９３	８１				
	3月以上6月未満			９０	６７	９４	８２				
	6月以上9月未満			９１	６８	９５	８３				
	9月以上12月未満			９２	６８	９６	８４				
	12月以上			９３	６９	９７	８５				
24	3月未満			９３	６９	９７	８５				
	3月以上6月未満			９４	７０	９８	８６				
	6月以上9月未満			９５	７１	９９	８７				
	9月以上12月未満			９６	７２	100	８８				
	12月以上			９７	７３	101	８９				
25	3月未満			９７	７３	101					
	3月以上6月未満			９８	７３	102					
	6月以上9月未満			９９	７４	103					
	9月以上12月未満			100	７４	104					
	12月以上			101	７５	105					
26	3月未満			101	７５	105					
	3月以上6月未満			102	７５	106					
	6月以上9月未満			103	７６	107					
	9月以上12月未満			104	７６	108					
	12月以上			105	７７	109					
27	3月未満			105	７７						
	3月以上6月未満			106	７８						
	6月以上9月未満			107	７９						
	9月以上12月未満			108	８０						
	12月以上			109	８１						
28	3月未満			109	８１						
	3月以上6月未満			110	８２						
	6月以上9月未満			111	８３						
	9月以上12月未満			112	８４						
	12月以上			113	８５						
29	3月未満			113							
	3月以上6月未満			114							
	6月以上9月未満			115							
	9月以上12月未満			116							
	12月以上			117							
30	3月未満			117							
	3月以上6月未満			118							
	6月以上9月未満			119							
	9月以上12月未満			120							
	12月以上			121							
31	3月未満			121							
	3月以上6月未満			122							
	6月以上9月未満			123							
	9月以上12月未満			124							
	12月以上			125							

32	3 月未満			125							
	3 月以上 6 月未満			125							
	6 月以上 9 月未満			125							
	9 月以上 12 月未満			125							
	12 月以上			125							

ロ　一般職員本給表（二）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級 経過期間	1級	2級	3級
1	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
2	3月未満	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1
	6月以上9月未満	3	3	1
	9月以上12月未満	4	4	1
	12月以上	5	5	1
3	3月未満	5	5	1
	3月以上6月未満	6	6	2
	6月以上9月未満	7	7	3
	9月以上12月未満	8	8	4
	12月以上	9	9	5
4	3月未満	9	9	5
	3月以上6月未満	１０	１０	6
	6月以上9月未満	１１	１１	7
	9月以上12月未満	１２	１２	8
	12月以上	１３	１３	9
5	3月未満	１３	１３	9
	3月以上6月未満	１４	１４	１０
	6月以上9月未満	１５	１５	１１
	9月以上12月未満	１６	１６	１２
	12月以上	１７	１７	１３
6	3月未満	１７	１７	１３
	3月以上6月未満	１８	１８	１４
	6月以上9月未満	１９	１９	１５
	9月以上12月未満	２０	２０	１６
	12月以上	２１	２１	１７
7	3月未満	２１	２１	１７
	3月以上6月未満	２２	２２	１８
	6月以上9月未満	２３	２３	１９
	9月以上12月未満	２４	２４	２０
	12月以上	２５	２５	２１
8	3月未満	２５	２５	２１
	3月以上6月未満	２６	２６	２２
	6月以上9月未満	２７	２７	２３
	9月以上12月未満	２８	２８	２４
	12月以上	２９	２９	２５
9	3月未満	２９	２９	２５
	3月以上6月未満	３０	３０	２６
	6月以上9月未満	３１	３１	２７

	9月以上12月未満	３２	３２	２８
	12月以上	３３	３３	２９
10	3月未満	３３	３３	２９
	3月以上6月未満	３４	３４	３０
	6月以上9月未満	３５	３５	３１
	9月以上12月未満	３６	３６	３２
	12月以上	３７	３７	３３
11	3月未満	３７	３７	３３
	3月以上6月未満	３８	３８	３４
	6月以上9月未満	３９	３９	３５
	9月以上12月未満	４０	４０	３６
	12月以上	４１	４１	３７
12	3月未満	４１	４１	３７
	3月以上6月未満	４２	４２	３８
	6月以上9月未満	４３	４３	３９
	9月以上12月未満	４４	４４	４０
	12月以上	４５	４５	４１
13	3月未満	４５	４５	４１
	3月以上6月未満	４６	４６	４２
	6月以上9月未満	４７	４７	４３
	9月以上12月未満	４８	４８	４４
	12月以上	４９	４９	４５
14	3月未満	４９	４９	４５
	3月以上6月未満	５０	５０	４６
	6月以上9月未満	５１	５１	４７
	9月以上12月未満	５２	５２	４８
	12月以上	５３	５３	４９
15	3月未満	５３	５３	４９
	3月以上6月未満	５４	５４	５０
	6月以上9月未満	５５	５５	５１
	9月以上12月未満	５６	５６	５２
	12月以上	５７	５７	５３
16	3月未満	５７	５７	５３
	3月以上6月未満	５８	５８	５４
	6月以上9月未満	５９	５９	５５
	9月以上12月未満	６０	６０	５６
	12月以上	６１	６１	５７
17	3月未満	６１	６１	５７
	3月以上6月未満	６２	６２	５８
	6月以上9月未満	６３	６３	５９
	9月以上12月未満	６４	６４	６０
	12月以上	６５	６５	６１
18	3月未満	６５	６５	６１
	3月以上6月未満	６６	６６	６２
	6月以上9月未満	６７	６７	６３
	9月以上12月未満	６８	６８	６４
	12月以上	６９	６９	６５

19	3 月未満	６９	６９	６５
	3 月以上 6 月未満	７０	７０	６５
	6 月以上 9 月未満	７１	７１	６６
	9 月以上 12 月未満	７２	７２	６６
	12 月以上	７３	７３	６７
20	3 月未満	７３	７３	６７
	3 月以上 6 月未満	７４	７４	６７
	6 月以上 9 月未満	７５	７５	６８
	9 月以上 12 月未満	７６	７６	６８
	12 月以上	７７	７７	６９
21	3 月未満	７７	７７	６９
	3 月以上 6 月未満	７８	７８	７０
	6 月以上 9 月未満	７９	７９	７１
	9 月以上 12 月未満	８０	８０	７２
	12 月以上	８１	８１	７３
22	3 月未満	８１	８１	７３
	3 月以上 6 月未満	８２	８２	７３
	6 月以上 9 月未満	８３	８３	７４
	9 月以上 12 月未満	８４	８４	７４
	12 月以上	８５	８５	７５
23	3 月未満	８５	８５	７５
	3 月以上 6 月未満	８６	８６	７５
	6 月以上 9 月未満	８７	８７	７６
	9 月以上 12 月未満	８８	８８	７６
	12 月以上	８９	８９	７７
24	3 月未満	８９	８９	７７
	3 月以上 6 月未満	９０	９０	７７
	6 月以上 9 月未満	９１	９１	７８
	9 月以上 12 月未満	９２	９２	７８
	12 月以上	９３	９３	７９
25	3 月未満	９３	９３	７９
	3 月以上 6 月未満	９４	９４	７９
	6 月以上 9 月未満	９５	９５	８０
	9 月以上 12 月未満	９６	９６	８０
	12 月以上	９７	９７	８１
26	3 月未満	９７	９７	８１
	3 月以上 6 月未満	９８	９８	８２
	6 月以上 9 月未満	９９	９９	８３
	9 月以上 12 月未満	100	100	８４
	12 月以上	101	101	８５
27	3 月未満	101	101	８５
	3 月以上 6 月未満	102	102	８５
	6 月以上 9 月未満	103	103	８６
	9 月以上 12 月未満	104	104	８６
	12 月以上	105	105	８７
	3 月未満	105	105	８７
	3 月以上 6 月未満	106	106	８７

28	6 月以上 9 月未満	107	107	８８
	9 月以上 12 月未満	108	108	８８
	12 月以上	109	109	８９
29	3 月未満	109	109	８９
	3 月以上 6 月未満	110	110	９０
	6 月以上 9 月未満	111	111	９１
	9 月以上 12 月未満	112	112	９２
	12 月以上	113	113	９３
30	3 月未満	113	113	９３
	3 月以上 6 月未満	114	114	９３
	6 月以上 9 月未満	115	115	９４
	9 月以上 12 月未満	116	116	９４
	12 月以上	117	117	９５
31	3 月未満	117	117	９５
	3 月以上 6 月未満	118	118	９５
	6 月以上 9 月未満	119	119	９６
	9 月以上 12 月未満	120	120	９６
	12 月以上	121	121	９７
32	3 月未満	121	121	
	3 月以上 6 月未満	121	122	
	6 月以上 9 月未満	121	123	
	9 月以上 12 月未満	121	124	
	12 月以上	121	125	
33	3 月未満		125	
	3 月以上 6 月未満		126	
	6 月以上 9 月未満		127	
	9 月以上 12 月未満		128	
	12 月以上		129	

ハ　教育職員本給表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1
	12月以上	5	5	5	1
3	3月未満	5	5	5	1
	3月以上6月未満	6	6	6	1
	6月以上9月未満	7	7	7	1
	9月以上12月未満	8	8	8	1
	12月以上	9	9	9	1
4	3月未満	9	9	9	1
	3月以上6月未満	１０	１０	１０	2
	6月以上9月未満	１１	１１	１１	3
	9月以上12月未満	１２	１２	１２	4
	12月以上	１３	１３	１３	5
5	3月未満	１３	１３	１３	5
	3月以上6月未満	１４	１４	１４	6
	6月以上9月未満	１５	１５	１５	7
	9月以上12月未満	１６	１６	１６	8
	12月以上	１７	１７	１７	9
6	3月未満	１７	１７	１７	9
	3月以上6月未満	１８	１８	１８	１０
	6月以上9月未満	１９	１９	１９	１１
	9月以上12月未満	２０	２０	２０	１２
	12月以上	２１	２１	２１	１３
7	3月未満	２１	２１	２１	１３
	3月以上6月未満	２２	２２	２２	１４
	6月以上9月未満	２３	２３	２３	１５
	9月以上12月未満	２４	２４	２４	１６
	12月以上	２５	２５	２５	１７
8	3月未満	２５	２５	２５	１７
	3月以上6月未満	２６	２６	２６	１８
	6月以上9月未満	２７	２７	２７	１９
	9月以上12月未満	２８	２８	２８	２０
	12月以上	２９	２９	２９	２１
9	3月未満	２９	２９	２９	２１
	3月以上6月未満	３０	３０	３０	２２
	6月以上9月未満	３１	３１	３１	２３

	9月以上12月未満	３２	３２	３２	２４
	12月以上	３３	３３	３３	２５
10	3月未満	３３	３３	３３	２５
	3月以上6月未満	３４	３４	３４	２６
	6月以上9月未満	３５	３５	３５	２７
	9月以上12月未満	３６	３６	３６	２８
	12月以上	３７	３７	３７	２９
11	3月未満	３７	３７	３７	２９
	3月以上6月未満	３８	３８	３８	３０
	6月以上9月未満	３９	３９	３９	３１
	9月以上12月未満	４０	４０	４０	３２
	12月以上	４１	４１	４１	３３
12	3月未満	４１	４１	４１	３３
	3月以上6月未満	４２	４２	４２	３４
	6月以上9月未満	４３	４３	４３	３５
	9月以上12月未満	４４	４４	４４	３６
	12月以上	４５	４５	４５	３７
13	3月未満	４５	４５	４５	３７
	3月以上6月未満	４６	４６	４６	３８
	6月以上9月未満	４７	４７	４７	３９
	9月以上12月未満	４８	４８	４８	４０
	12月以上	４９	４９	４９	４１
14	3月未満	４９	４９	４９	４１
	3月以上6月未満	５０	５０	５０	４２
	6月以上9月未満	５１	５１	５１	４３
	9月以上12月未満	５２	５２	５２	４４
	12月以上	５３	５３	５３	４５
15	3月未満	５３	５３	５３	４５
	3月以上6月未満	５４	５４	５４	４６
	6月以上9月未満	５５	５５	５５	４７
	9月以上12月未満	５６	５６	５６	４８
	12月以上	５７	５７	５７	４９
16	3月未満	５７	５７	５７	４９
	3月以上6月未満	５８	５８	５８	５０
	6月以上9月未満	５９	５９	５９	５１
	9月以上12月未満	６０	６０	６０	５２
	12月以上	６１	６１	６１	５３
17	3月未満	６１	６１	６１	５３
	3月以上6月未満	６２	６２	６２	５４
	6月以上9月未満	６３	６３	６３	５５
	9月以上12月未満	６４	６４	６４	５６
	12月以上	６５	６５	６５	５７
18	3月未満	６５	６５	６５	５７
	3月以上6月未満	６６	６６	６６	５８
	6月以上9月未満	６７	６７	６７	５９
	9月以上12月未満	６８	６８	６８	６０
	12月以上	６９	６９	６９	６１

19	3 月未満	６９	６９	６９	６１
	3 月以上 6 月未満	７０	７０	７０	６２
	6 月以上 9 月未満	７１	７１	７１	６３
	9 月以上 12 月未満	７２	７２	７２	６４
	12 月以上	７３	７３	７３	６５
20	3 月未満	７３	７３	７３	６５
	3 月以上 6 月未満	７４	７４	７４	６６
	6 月以上 9 月未満	７５	７５	７５	６７
	9 月以上 12 月未満	７６	７６	７６	６８
	12 月以上	７７	７７	７７	６９
21	3 月未満	７７	７７	７７	６９
	3 月以上 6 月未満	７８	７８	７８	７０
	6 月以上 9 月未満	７９	７９	７９	７１
	9 月以上 12 月未満	８０	８０	８０	７２
	12 月以上	８１	８１	８１	７３
22	3 月未満	８１	８１	８１	７３
	3 月以上 6 月未満	８２	８２	８２	７４
	6 月以上 9 月未満	８３	８３	８３	７５
	9 月以上 12 月未満	８４	８４	８４	７６
	12 月以上	８５	８５	８５	７７
23	3 月未満	８５	８５	８５	７７
	3 月以上 6 月未満	８６	８６	８６	７８
	6 月以上 9 月未満	８７	８７	８７	７９
	9 月以上 12 月未満	８８	８８	８８	８０
	12 月以上	８９	８９	８９	８１
24	3 月未満	８９	８９	８９	８１
	3 月以上 6 月未満	９０	９０	９０	８２
	6 月以上 9 月未満	９１	９１	９１	８３
	9 月以上 12 月未満	９２	９２	９２	８４
	12 月以上	９３	９３	９３	８５
25	3 月未満	９３	９３	９３	８５
	3 月以上 6 月未満	９４	９４	９４	８６
	6 月以上 9 月未満	９５	９５	９５	８７
	9 月以上 12 月未満	９６	９６	９６	８８
	12 月以上	９７	９７	９７	８９
26	3 月未満	９７	９７	９７	８９
	3 月以上 6 月未満	９８	９８	９８	９０
	6 月以上 9 月未満	９９	９９	９９	９１
	9 月以上 12 月未満	100	100	100	９２
	12 月以上	101	101	101	９３
27	3 月未満	101	101	101	
	3 月以上 6 月未満	102	102	102	
	6 月以上 9 月未満	103	103	103	
	9 月以上 12 月未満	104	104	104	
	12 月以上	105	105	105	
	3 月未満	105	105	105	
	3 月以上 6 月未満	106	106	106	

28	6 月以上 9 月未满	107	107	107	
	9 月以上 12 月未满	108	108	108	
	12 月以上	109	109	109	
29	3 月未满	109	109		
	3 月以上 6 月未满	110	110		
	6 月以上 9 月未满	111	111		
	9 月以上 12 月未满	112	112		
	12 月以上	113	113		
30	3 月未满	113	113		
	3 月以上 6 月未满	114	114		
	6 月以上 9 月未满	115	115		
	9 月以上 12 月未满	116	116		
	12 月以上	117	117		
31	3 月未满	117	117		
	3 月以上 6 月未满	118	118		
	6 月以上 9 月未满	119	119		
	9 月以上 12 月未满	120	120		
	12 月以上	121	121		
32	3 月未满	121	121		
	3 月以上 6 月未满	122	122		
	6 月以上 9 月未满	123	123		
	9 月以上 12 月未满	124	124		
	12 月以上	125	125		
33	3 月未满	125	125		
	3 月以上 6 月未满	126	126		
	6 月以上 9 月未满	127	127		
	9 月以上 12 月未满	128	128		
	12 月以上	129	129		
34	3 月未满	129	129		
	3 月以上 6 月未满	130	130		
	6 月以上 9 月未满	131	131		
	9 月以上 12 月未满	132	132		
	12 月以上	133	133		
35	3 月未满	133			
	3 月以上 6 月未满	134			
	6 月以上 9 月未满	135			
	9 月以上 12 月未满	136			
	12 月以上	137			
36	3 月未满	137			
	3 月以上 6 月未满	138			
	6 月以上 9 月未满	139			
	9 月以上 12 月未满	140			
	12 月以上	141			
37	3 月未满	141			
	3 月以上 6 月未满	142			
	6 月以上 9 月未满	143			
	9 月以上 12 月未满	144			

	12 月以上	145			
38	3 月未満	145			
	3 月以上 6 月未満	146			
	6 月以上 9 月未満	147			
	9 月以上 12 月未満	148			
	12 月以上	149			
外1	3 月未満	149	133	109	９３
	3 月以上 6 月未満	150	134	110	９４
	6 月以上 9 月未満	151	135	111	９５
	9 月以上 12 月未満	152	136	112	９６
	12 月以上	153	137	113	９７
外2	3 月未満	153	137	113	９７
	3 月以上 6 月未満	154	138	114	９８
	6 月以上 9 月未満	155	139	115	９９
	9 月以上 12 月未満	156	140	116	100
	12 月以上	157	141	117	101
外3	3 月未満	157	141	117	101
	3 月以上 6 月未満	157	141	117	101
	6 月以上 9 月未満	157	141	117	101
	9 月以上 12 月未満	157	141	117	101
	12 月以上	157	141	117	101

二　医療職員本給表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級 経過期間	1級	2級	3級
1	3月未満			1
	3月以上6月未満			1
	6月以上9月未満			1
	9月以上12月未満			1
	12月以上			1
2	3月未満	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2
	6月以上9月未満	3	3	3
	9月以上12月未満	4	4	4
	12月以上	5	5	5
3	3月未満	5	5	5
	3月以上6月未満	6	6	6
	6月以上9月未満	7	7	7
	9月以上12月未満	8	8	8
	12月以上	9	9	9
4	3月未満	9	9	9
	3月以上6月未満	１０	１０	１０
	6月以上9月未満	１１	１１	１１
	9月以上12月未満	１２	１２	１２
	12月以上	１３	１３	１３
5	3月未満	１３	１３	１３
	3月以上6月未満	１４	１４	１４
	6月以上9月未満	１５	１５	１５
	9月以上12月未満	１６	１６	１６
	12月以上	１７	１７	１７
6	3月未満	１７	１７	１７
	3月以上6月未満	１８	１８	１８
	6月以上9月未満	１９	１９	１９
	9月以上12月未満	２０	２０	２０
	12月以上	２１	２１	２１
7	3月未満	２１	２１	２１
	3月以上6月未満	２２	２２	２２
	6月以上9月未満	２３	２３	２３
	9月以上12月未満	２４	２４	２４
	12月以上	２５	２５	２５
8	3月未満	２５	２５	２５
	3月以上6月未満	２６	２６	２６
	6月以上9月未満	２７	２７	２７
	9月以上12月未満	２８	２８	２８
	12月以上	２９	２９	２９
9	3月未満	２９	２９	２９
	3月以上6月未満	３０	３０	３０
	6月以上9月未満	３１	３１	３１

	9 月以上 12 月未満	３２	３２	３２
	12 月以上	３３	３３	３３
10	3 月未満	３３	３３	３３
	3 月以上 6 月未満	３４	３４	３４
	6 月以上 9 月未満	３５	３５	３５
	9 月以上 12 月未満	３６	３６	３６
	12 月以上	３７	３７	３７
11	3 月未満	３７	３７	３７
	3 月以上 6 月未満	３８	３８	３８
	6 月以上 9 月未満	３９	３９	３９
	9 月以上 12 月未満	４０	４０	４０
	12 月以上	４１	４１	４１
12	3 月未満	４１	４１	４１
	3 月以上 6 月未満	４２	４２	４２
	6 月以上 9 月未満	４３	４３	４３
	9 月以上 12 月未満	４４	４４	４４
	12 月以上	４５	４５	４５
13	3 月未満	４５	４５	４５
	3 月以上 6 月未満	４６	４６	４６
	6 月以上 9 月未満	４７	４７	４７
	9 月以上 12 月未満	４８	４８	４８
	12 月以上	４９	４９	４９
14	3 月未満	４９	４９	４９
	3 月以上 6 月未満	５０	５０	５０
	6 月以上 9 月未満	５１	５１	５１
	9 月以上 12 月未満	５２	５２	５２
	12 月以上	５３	５３	５３
15	3 月未満	５３	５３	５３
	3 月以上 6 月未満	５４	５４	５４
	6 月以上 9 月未満	５５	５５	５５
	9 月以上 12 月未満	５６	５６	５６
	12 月以上	５７	５７	５７
16	3 月未満	５７	５７	５７
	3 月以上 6 月未満	５８	５８	５８
	6 月以上 9 月未満	５９	５９	５９
	9 月以上 12 月未満	６０	６０	６０
	12 月以上	６１	６１	６１
17	3 月未満	６１	６１	６１
	3 月以上 6 月未満	６２	６２	６２
	6 月以上 9 月未満	６３	６３	６３
	9 月以上 12 月未満	６４	６４	６４
	12 月以上	６５	６５	６５
18	3 月未満	６５	６５	６５
	3 月以上 6 月未満	６６	６６	６６
	6 月以上 9 月未満	６７	６７	６７
	9 月以上 12 月未満	６８	６８	６８
	12 月以上	６９	６９	６９

19	3 月未満	６９	６９	６９
	3 月以上 6 月未満	７０	７０	７０
	6 月以上 9 月未満	７１	７１	７１
	9 月以上 12 月未満	７２	７２	７２
	12 月以上	７３	７３	７３
20	3 月未満	７３	７３	７３
	3 月以上 6 月未満	７４	７４	７４
	6 月以上 9 月未満	７５	７５	７５
	9 月以上 12 月未満	７６	７６	７６
	12 月以上	７７	７７	７７
21	3 月未満	７７	７７	７７
	3 月以上 6 月未満	７８	７８	７８
	6 月以上 9 月未満	７９	７９	７９
	9 月以上 12 月未満	８０	８０	８０
	12 月以上	８１	８１	８１
22	3 月未満	８１	８１	８１
	3 月以上 6 月未満	８２	８２	８２
	6 月以上 9 月未満	８３	８３	８３
	9 月以上 12 月未満	８４	８４	８４
	12 月以上	８５	８５	８５
23	3 月未満	８５	８５	８５
	3 月以上 6 月未満	８６	８６	８６
	6 月以上 9 月未満	８７	８７	８７
	9 月以上 12 月未満	８８	８８	８８
	12 月以上	８９	８９	８９
24	3 月未満	８９	８９	８９
	3 月以上 6 月未満	９０	９０	９０
	6 月以上 9 月未満	９１	９１	９１
	9 月以上 12 月未満	９２	９２	９２
	12 月以上	９３	９３	９３
25	3 月未満	９３	９３	９３
	3 月以上 6 月未満	９４	９４	９４
	6 月以上 9 月未満	９５	９５	９５
	9 月以上 12 月未満	９６	９６	９６
	12 月以上	９７	９７	９７
26	3 月未満	９７	９７	９７
	3 月以上 6 月未満	９８	９８	９８
	6 月以上 9 月未満	９９	９９	９９
	9 月以上 12 月未満	100	100	100
	12 月以上	101	101	101
27	3 月未満	101	101	101
	3 月以上 6 月未満	102	102	102
	6 月以上 9 月未満	103	103	103
	9 月以上 12 月未満	104	104	104
	12 月以上	105	105	105
	3 月未満	105	105	105
	3 月以上 6 月未満	106	106	106

28	6 月以上 9 月未满	107	107	107
	9 月以上 12 月未满	108	108	108
	12 月以上	109	109	109
29	3 月未满	109	109	109
	3 月以上 6 月未满	110	110	110
	6 月以上 9 月未满	111	111	111
	9 月以上 12 月未满	112	112	112
	12 月以上	113	113	113
30	3 月未满	113	113	113
	3 月以上 6 月未满	114	114	114
	6 月以上 9 月未满	115	115	115
	9 月以上 12 月未满	116	116	116
	12 月以上	117	117	117
31	3 月未满	117	117	117
	3 月以上 6 月未满	118	118	118
	6 月以上 9 月未满	119	119	119
	9 月以上 12 月未满	120	120	120
	12 月以上	121	121	121
32	3 月未满	121	121	
	3 月以上 6 月未满	122	122	
	6 月以上 9 月未满	123	123	
	9 月以上 12 月未满	124	124	
	12 月以上	125	125	
33	3 月未满	125	125	
	3 月以上 6 月未满	126	126	
	6 月以上 9 月未满	127	127	
	9 月以上 12 月未满	128	128	
	12 月以上	129	129	
34	3 月未满	129	129	
	3 月以上 6 月未满	130	130	
	6 月以上 9 月未满	131	131	
	9 月以上 12 月未满	132	132	
	12 月以上	133	133	
35	3 月未满	133	133	
	3 月以上 6 月未满	134	134	
	6 月以上 9 月未满	135	135	
	9 月以上 12 月未满	136	136	
	12 月以上	137	137	
36	3 月未满	137	137	
	3 月以上 6 月未满	138	138	
	6 月以上 9 月未满	139	139	
	9 月以上 12 月未满	140	140	
	12 月以上	141	141	
37	3 月未满	141	141	
	3 月以上 6 月未满	142	142	
	6 月以上 9 月未满	143	143	
	9 月以上 12 月未满	144	144	

	12 月以上	145	145	
38	3 月未满	145	145	
	3 月以上 6 月未满	146	146	
	6 月以上 9 月未满	147	147	
	9 月以上 12 月未满	148	148	
	12 月以上	149	149	
39	3 月未满	149		
	3 月以上 6 月未满	150		
	6 月以上 9 月未满	151		
	9 月以上 12 月未满	152		
	12 月以上	153		
40	3 月未满	153		
	3 月以上 6 月未满	154		
	6 月以上 9 月未满	155		
	9 月以上 12 月未满	156		
	12 月以上	157		
41	3 月未满	157		
	3 月以上 6 月未满	158		
	6 月以上 9 月未满	159		
	9 月以上 12 月未满	160		
	12 月以上	161		

附則別表第３　旧級がこれに対応する附則別表第１の新級欄に２の職務の級が掲げられている職務の級である職員の号給の切替表（附則第３条関係）

イ　旧級が教育職員本給表の５級である職員の新号給

旧号給	旧級 経過期間	5級	6級
1	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
7	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1
	6月以上9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
8	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	１０	1
	6月以上9月未満	１１	1
	9月以上12月未満	１２	1
	12月以上	１３	1
	3月未満	１３	1

9	3 月以上 6 月未満	１４	1
	6 月以上 9 月未満	１５	1
	9 月以上 12 月未満	１６	1
	12 月以上	１７	1
10	3 月未満	１７	1
	3 月以上 6 月未満	１８	1
	6 月以上 9 月未満	１９	1
	9 月以上 12 月未満	２０	1
	12 月以上	２１	1
11	3 月未満	２１	1
	3 月以上 6 月未満	２２	1
	6 月以上 9 月未満	２３	1
	9 月以上 12 月未満	２４	1
	12 月以上	２５	1
12	3 月未満	２５	1
	3 月以上 6 月未満	２６	1
	6 月以上 9 月未満	２７	1
	9 月以上 12 月未満	２８	1
	12 月以上	２９	1
13	3 月未満	２９	1
	3 月以上 6 月未満	３０	1
	6 月以上 9 月未満	３１	1
	9 月以上 12 月未満	３２	1
	12 月以上	３３	1
14	3 月未満	３３	1
	3 月以上 6 月未満	３４	1
	6 月以上 9 月未満	３５	1
	9 月以上 12 月未満	３６	1
	12 月以上	３７	1
15	3 月未満	３７	1
	3 月以上 6 月未満	３８	1
	6 月以上 9 月未満	３９	1
	9 月以上 12 月未満	４０	1
	12 月以上	４１	1
16	3 月未満	４１	1
	3 月以上 6 月未満	４２	1
	6 月以上 9 月未満	４３	1
	9 月以上 12 月未満	４４	1
	12 月以上	４５	1
17	3 月未満	４５	1
	3 月以上 6 月未満	４６	1
	6 月以上 9 月未満	４７	1
	9 月以上 12 月未満	４８	1
	12 月以上	４９	1
18	3 月未満	４９	1
	3 月以上 6 月未満	５０	1
	6 月以上 9 月未満	５１	1

	9月以上12月未満	５２	1
	12月以上	５３	1
19	3月未満	５３	1
	3月以上6月未満	５４	1
	6月以上9月未満	５５	1
	9月以上12月未満	５６	1
	12月以上	５７	1
20	3月未満	５７	1
	3月以上6月未満	５８	2
	6月以上9月未満	５９	3
	9月以上12月未満	６０	4
	12月以上	６１	5
21	3月未満	６１	5
	3月以上6月未満	６２	6
	6月以上9月未満	６３	7
	9月以上12月未満	６４	8
	12月以上	６５	9
22	3月未満	６５	9
	3月以上6月未満	６６	9
	6月以上9月未満	６７	１０
	9月以上12月未満	６８	１０
	12月以上	６９	１１
23	3月未満	６９	１１
	3月以上6月未満	７０	１１
	6月以上9月未満	７１	１２
	9月以上12月未満	７２	１２
	12月以上	７３	１３

附　則（平１９．３．２２規則第３０号）

（施行期日）

第１条　この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

（平成２３年３月３１日までの間における管理職手当に関する経過措置）

第２条　第２２条の規定による管理職手当の支給額が経過措置基準額に達しないことになる職員には、当該管理職手当の支給額のほか、当該管理職手当の支給額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当の支給額として支給する。

(1) 平成１９年４月１日から平成２０年３月３１日まで　１００分の１００

(2) 平成２０年４月１日から平成２１年３月３１日まで　１００分の７５

(3) 平成２１年４月１日から平成２２年３月３１日まで　１００分の５０

(4) 平成２２年４月１日から平成２３年３月３１日まで　１００分の２５

２　前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の適用区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

(1) この規則の施行日（以下「施行日」という。）の前日に適用されていた本給表と同一の本給表の適用を受ける職員（以下「同一本給表適用職員」という。）であって、同日に属していた職務の級よりも下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、相当適用区分職員（同日において占めていた改正前のこの規則第２２条に規定する適用

区分（以下「旧適用区分」という。）に相当する第２２条に規定する適用区分を占める職員。第３号において同じ）　同日にその者が受けていた管理職手当の支給額

(2) 同一本給表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、下位適用区分相当職員（旧適用区分より低い区分に相当する第２２条に規定する適用区分を占める職員。第４号において同じ。）同日に当該旧適用区分よりも低い適用区分に相当する第２２条に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の支給額

(3) 同一本給表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級よりも下位の職務の級に属するもののうち、相当適用区分職員　同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の支給額

(4) 同一本給表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級よりも下位の職務の級に属するもののうち、下位適用区分相当職員　同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧適用区分より低い適用区分に相当する第２２条に規定する適用区分を適用したならばその者が受けることとなる管理職手当の支給額

(5) 施行日以後に本給表の適用を異にする異動をした職員（施行日以後に新たに本給表の適用を受けることとなった職員を除く。）　施行日の前日に当該異動をしたものとした場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる管理職手当の支給額

（広域異動手当に関する経過措置）

第３条　平成２０年３月３１日までの間においては、第２５条の２第１項第１号中「１００分の６」とあるのは「１００分の４」と、同項第２号中「１００分の３」とあるのは「１００分の２」とする。

第４条　第２５条の２の規定は、平成１６年４月２日からこの規則の施行の日の前日までの間に職員が異動した場合についても適用する。この場合において、同条第１項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成１９年４月１日から当該異動等の日以後」とする。

第５条　職員が一の日に国の機関等から他の国の機関等を経て本学へ異動したときは、最初の異動の直前の国の機関等から本学へ直接異動したものとみなして取り扱うものとする。

附　則（平２０．２．７規則第１号）

この規則は、平成２０年２月７日から施行し、平成１９年４月１日から適用する。

ただし、改正後の第３３条第４項の規定は、平成１９年１１月３０日から適用する。

附　則（平２０．３．１９規則第７号）

この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平２１．６．２３規則第９号）

（施行期日）

第１条　この規則は、平成２１年６月２３日から施行し、平成２１年６月１日から適用する。

（平成２１年６月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置）

第２条　平成２１年６月に支給する期末手当及び勤勉手当に関して、次のとおりとする。

(1) 第３２条第４項中表（１）の支給定日６月３０日の期別支給割合を下表のとおりとする。

支給定日	一般の職員	特定幹部職員
６月３０日	１００分の１２５	１００分の１１０

(2) 第３３条第４項中「１００分の７５」とあるのは「１００分の７０」と、「１００分の９５」とあるのは「１００分の８５」とし、表（２）成績率を下表のとおりとする。

勤務成績	一般の職員	特定幹部職員

特に優秀	１００分の８７以上 １００分の１４０以下	１００分の１０６以上 １００分の１７０以下
優秀	１００分の７７以上 １００分の８７未満	１００分の９４以上 １００分の１０６未満
良好	１００分の６７	１００分の８２
良好でない者	１００分の６７未満	１００分の８２未満

附　則（平２１．１１．３０規則第１７号）

（施行期日）

第１条　この規則は、平成２１年１２月１日から施行する。

（本給に関する経過措置）

第２条　平成１８年４月１日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる職員（別に定める職員を除く。）には、本給月額とその差額に相当する額との合計額に１００分の９９．７６を乗じて得た額を本給として支給する。

（期末手当に関する経過措置）

第３条　前条の規定による本給を支給される職員に関する給与規則第３２条第４項及び同条第５項の規定の適用については、同項中「本給月額」とあるのは「本給月額と前条の規定によるその差額に相当する額との合計額に１００分の９９．７６を乗じて得た額」とする。

（勤勉手当に関する経過措置）

第４条　附則第２条の規定による本給を支給される職員に関する給与規則第３３条第４項の規定の適用については、同項中「本給月額」とあるのは「本給月額と附則第２条の規定によるその差額に相当する額との合計額に１００分の９９．７６を乗じて得た額」とする。

（本給調整額に関する経過措置）

第５条　給与規則第２１条の本給調整額に係る経過措置は別の定めにより算出した額に１００分の９９．７６を乗じて得た額とする。

（管理職手当に関する経過措置）

第６条　附則第２条の規定による本給を支給される職員に関する給与規則第２２条の規定の適用については、附則（平１９．３．２２規則第３０号）第２条により算出した額に１００分の９９．７６を乗じて得た額とする。

（平成２１年１２月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置）

第７条　平成２１年１２月に支給する期末手当及び勤勉手当に関して、次のとおりとする。

(1) 第３２条第４項中表（１）の支給定日１２月１０日の期別支給割合を下表のとおりとする。

支給定日	特定幹部職員
１２月１０日	１００分の１２５

(2) 第３３条第４項中「１００分の９０」とあるのは「１００分の９５」とし、表（２）成績率を下表のとおりとする。

勤務成績	特定幹部職員
特に優秀	１００分の１１９以上 １００分の１９０以下
優秀	１００分の１０５．５以上 １００分の１１９未満
良好	１００分の９２
良好でない者	１００分の９２未満

附　則（平２２．３．３０規則第６号）

この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平２２．１１．３０規則第１４号）

（施行期日）

第１条　この規則は、平成２２年１２月１日から施行する。

（５５歳を超える職員の本給月額の減額支給等）

第２条　当分の間、５５歳を超える職員（次の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員でその職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以下であるもの、一般職員本給表(二)、医療職員本給表の適用を受ける職員除く。）に対する本給月額の支給に当たっては、当該職員が５５歳に達した日後における最初の４月１日以後、当該職員の本給月額から、当該本給月額に１００分の１．５を乗じて得た額に相当する額（その額を当該本給月額から減じた額が当該職員の属する職務の級の最低の号給の本給月額に達しない場合にあっては、当該本給月額を当該職員の本給月額から減じた額）を減ずる。

２　前項の適用を受ける職員に対する地域手当の支給について、その者の地域手当の月額から、前項の規定により減ずる額に相当する額に地域手当の支給割合を乗じて得た額を減ずる。

３　第１項の適用を受ける職員に対する広域異動手当の支給について、前項の規定を準用する。

４　第１項の適用を受ける職員に係る勤務１時間当たりの給与額の算出並びに当該職員に対する期末手当、勤勉手当、休職者の給与の支給について、前３項の規定を準用する。

本給表	職務の級
一般職員本給表(一)	５級
教育職員本給表	４級

（平成２３年４月１日における号給の調整）

第３条　平成２３年４月１日において４３歳に満たない職員（職務の級における最高の号給を受ける職員を除く。）のうち、平成２２年１月１日に昇給抑制を受けた者（復職時調整等において昇給抑制を受けた者を含む。）の平成２３年４月１日における号給を１号給上位の号給とする。

（本給に関する経過措置）

第４条　平成１８年４月１日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の本給月額が、同日において受けていた本給月額（この改定の実施の日において次に掲げる職員である者にあっては、当該本給月額にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額とし、その額に１円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるものには、本給月額のほか、その差額に相当する額（附則第２条の適用を受ける職員にあっては、当該額から、当該額に附則第２条第１項に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額)を本給として支給する。

(1) 附則（平２１．１１．３０規則第１７号）第２条に掲げる職員であった者（(2)において「平成２１年度減額改定対象職員」という。）　１００分の９９．５９

(2) 平成２１年度減額改定対象職員以外の職員　１００分の９９．８３

（期末手当に関する経過措置）

第５条　前条の規定による本給を支給される職員に関する給与規則第３２条第４項及び同条第５項の規定の適用については、同項中「本給月額」とあるのは前条の規定を準用する。

（勤勉手当に関する経過措置）

第６条　附則第４条の規定による本給を支給される職員に関する給与規則第３３条第４項の規定の適用については、同項中「本給月額」とあるのは附則第４条の規定を準用する。

（本給調整額に関する経過措置）

第７条　附則第４条の規定による本給を支給される職員に関する給与規則第２１条の本給調整額に係る経過措置は附則第４条の規定を準用する。

（管理職手当に関する経過措置）

第８条　附則第４条の規定による本給を支給される職員に関する給与規則第２２条の規定の適用については、附則第４条の規定を準用する。

２　給与規則第２２条の管理職手当に係る経過措置については、人事院規則９－１７（俸給の特別調整額）の規定を準用する。

（平成２２年１２月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置）

第９条　平成２２年１２月に支給する期末手当及び勤勉手当に関して、次のとおりとする。

(1) 給与規則第３２条第４項中表（１）の支給定日１２月１０日の期別支給割合を下表のとおりとする。

支給定日	一般の職員	特定幹部職員
１２月１０日	１００分の１３５	１００分の１１５

(2) 給与規則第３３条第４項中「１００分の６７．５」とあるのは「１００分の６５」と、「１００分の８７．５」とあるのは「１００分の８５」とし、表（２）成績率を下表のとおりとする。

勤務成績	一般の職員	特定幹部職員
特に優秀	１００分の８１以上 １００分の１３０以下	１００分の１０７以上 １００分の１７０以下
優秀	１００分の７１．５以上 １００分の８１未満	１００分の９４．５以上 １００分の１０７未満
良好	１００分の６２	１００分の８２
良好でない者	１００分の６２未満	１００分の８２未満

附　則（平２３．３．３１規則第１７号）

この規則は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平２４．４．５規則第４号）

（施行期日）

第１条　この規則は、平成２４年４月５日から施行し、平成２４年４月１日から適用する。

（55歳を超える職員の本給月額の減額支給等）

第２条　当分の間、55歳を超える職員（次の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員でその職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以下であるもの、一般職員本給表(二)、医療職員本給表の適用を受ける職員除く。）に対する本給月額の支給に当たっては、当該職員が55歳に達した日後における最初の４月１日以後、当該職員の本給月額から、当該本給月額に１００分の１．５を乗じて得た額に相当する額（その額を当該本給月額から減じた額が当該職員の属する職務の級の最低の号給の本給月額に達しない場合にあっては、当該本給月額を当該職員の本給月額から減じた額）を減ずる。

２　前項の適用を受ける職員に対する地域手当の支給について、その者の地域手当の月額から、前項の規定により減ずる額に相当する額に地域手当の支給割合を乗じて得た額を減ずる。

３　第１項の適用を受ける職員に対する広域異動手当の支給について、前項の規定を準用する。

４　第１項の適用を受ける職員に係る勤務１時間当たりの給与額の算出並びに当該職員に対する

期末手当、勤勉手当、休職者の給与の支給について、前３項の規定を準用する。

本給表	職務の級
一般職員本給表(一)	５級
教育職員本給表	４級

（平成２４年４月１日、平成２５年４月１日及び平成２６年４月１日における号給の調整）

第３条　平成２４年４月１日において人事院規則で定める年齢に満たない職員（同日において、職員でその職務の級における最高の号給を受けるものであるもの（以下この条において「除外職員」という。）を除く。）のうち、当該職員の平成１９年１月１日、平成２０年１月１日及び平成２１年１月１日の給与規則第１８条の規定による昇給その他の号給の決定の状況（以下この条において「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員の平成２４年４月１日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の１号給（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員にあっては、２号給）上位の号給とする。

２　平成２５年４月１日において人事院規則で定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成２４年４月１日における号給の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員の平成２５年４月１日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の１号給（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員にあっては、２号給）上位の号給とする。

３　平成２６年４月１日において人事院規則で定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成２４年４月１日及び平成２５年４月１日における号給の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員の平成２６年４月１日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の１号給（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員にあっては、２号給）上位の号給とする。

（本給に関する経過措置）

第４条　平成１８年４月１日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の本給月額が、同日において受けていた本給月額（この改定の実施の日において次に掲げる職員である者にあっては、当該本給月額にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額とし、その額に１円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるものには、平成２６年３月３１日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額（附則第２条の適用を受ける職員にあっては、当該額から、当該額に附則第２条第１項に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額）を本給として支給する。

(1) 附則（平２１．１１．３０規則第１７号）第２条に掲げる職員であった者（(2)において「平成２１年度減額改定対象職員」という。）　１００分の９９．１

(2) 平成２１年度減額改定対象職員以外の職員　１００分の９９．３４

（期末手当に関する経過措置）

第５条　前条の規定による本給を支給される職員に関する給与規則第３２条第４項及び同条第５項の規定の適用については、同項中「本給月額」とあるのは前条の規定を準用する。

（勤勉手当に関する経過措置）
第６条　附則第４条の規定による本給を支給される職員に関する給与規則第３３条第４項の規定の適用については、同項中「本給月額」とあるのは附則第４条の規定を準用する。
（本給調整額に関する経過措置）
第７条　附則第４条の規定による本給を支給される職員に関する給与規則第２１条の本給調整額に係る経過措置は附則第４条の規定を準用する。
（管理職手当に関する経過措置）
第８条　附則第４条の規定による本給を支給される職員に関する給与規則第２２条の規定の適用については、附則第４条の規定を準用する。
２　給与規則第２２条の管理職手当に係る経過措置については、人事院規則９－１７（俸給の特別調整額）の規定を準用する。

附　則（平２５．１０．３０規則第１７号）
この規則は、平成２５年１０月３０日から施行し、平成２５年４月１日から適用する。ただし、第１８条第３項の規定は、平成２６年１月１日から適用する。

附　則（平２７．１．２６規則第１号）
（施行期日等）
第１条　この規則は、平成２７年１月２６日から施行し、平成２６年４月１日から適用する。ただし、第３３条第４項の規定は、平成２６年１２月１日から適用する。
（適用日前の異動者の号給の調整）
第２条　適用日前に職務の級を異にして異動した職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。
（給与の内払）
第３条　改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。
（平成２７年１月１日における昇給に関する特例）
第４条　平成２７年１月１日における第１８条第２項の規定の適用については、同項中「４号給」とあるのは「３号給」と、「３号給」とあるのは「２号給」とする。

附　則（平２７．３．２７規則第２１号）
（施行期日）
第１条　この規則は、平成２７年４月１日から施行する。
（平成２２年改正附則の一部改正）
第２条　平成２２年改正附則第２条第１項中「当分の間」とあるのは、「平成３０年３月３１日までの間」とする。
（切替日前の異動者の号給の調整）
第３条　平成２７年４月１日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（本給の切替えに伴う経過措置）
第４条　切替日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる職員（別に定める職員を除く。）には、平成３０年３月３１日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額（平成２２年改正附則第２条の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員にうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる級を超える者（以下この項におい

て「特定職員」という。）にあっては、５５歳に達した日後における最初の４月１日（特定職員以外の者が５５歳に達した後に特定職員となった場合には､特定職員となった日）以後、当該額に１００分の９８．５を乗じて得た額）を本給として支給する。

２　切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、本給を支給する。

３　切替日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前２項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前２項の規定に準じて、本給を支給する。

（本給を基礎とする手当に関する経過措置）

第５条　前条の規定による本給を支給される職員については、本給を基礎とする手当額の算出において、その基礎額に前条の規定による本給の額を含めるものとする。

（広域異動手当に関する特例）

第６条　切替日から平成２８年３月３１日までの間においては、第２５条の２第１項第１号中「１００分の１０」とあるのは「１００分の８」と、同項第２号中「１００分の５」とあるのは「１００分の４」とする。

（単身赴任手当に関する特例）

第７条　切替日から平成３０年３月３１日までの間においては、第２８条第２項中「３０，０００円」とあるのは「２６，０００円」とする。

（雑則）

第８条　前各条に定めるもののほか、附則に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附　則（平２８．２．２９規則第６号）

（施行期日等）

第１条　この規則は、平成２８年２月２９日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。ただし、改正後の第２７条第２項、第２８条第２項及び第３３条第４項の規定は、平成２８年４月１日から施行する。

（通勤手当の支給に関する特例措置）

第２条　平成２８年４月１日において、改正前の第２７条第２項第１号及び第３号に規定の支給単位期間内にある者については、当該支給単位期間終了後の翌月から改正後の同条同項同号の規定による手当額を支給するものとする。

（平成２７年３月２７日改正附則の一部改正）

第３条　平成２７年３月２７日改正附則第７条中「平成３０年３月３１日までの間」とあるのは、「平成２８年３月３１日までの間」とする。

（平成２７年１２月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

第４条　平成２７年１２月に支給する勤勉手当に関して、改正前の第３３条第４項中「１００分の７５」とあるのは「１００分の８５」と、「１００分の９５」とあるのは「１００分の１０５」とし、表（２）成績率を下表のとおりとする。

勤務成績	一般の職員	特定幹部職員
特に優秀	１００分の１０６以上 １００分の１７０以下	１００分の１３２以上 １００分の２１０以下
優秀	１００分の９４以上 １００分の１０６未満	１００分の１１７以上 １００分の１３２未満
良好	１００分の８２	１００分の１０２
良好でない者	１００分の８２未満	１００分の１０２未満

（給与の内払）

第５条　改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

（雑則）

第６条　前各条に定めるもののほか、附則に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附　則（平２９．２．２規則第４号）

（施行期日等）

第１条　この規則は、平成２９年２月２日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。ただし、改正後の第２４条の規定は平成２９年４月１日、第３３条第４項の規定は平成２９年１２月１日から適用する。

（扶養手当の見直しに関する特例措置）

第２条　第２４条の規定にかかわらず、扶養手当の月額は、平成３２年３月３１日までは下表のとおりとする。なお、下表の適用職員については、一般職員本給表（一）８級もしくは教育職本給表５級の適用を受ける職員については「８級相当」、一般職員本給表（一）９級もしくは教育職本給表６級の適用を受ける職員については「９級相当」、８級相当及び９級相当以外の職員は「特定級外」という。なお、平成２９年度において、配偶者がなく、第２４条第２項第２号と第３号から第６号の双方を扶養する場合には、第２号を１人目の扶養親族とする。

<table>
<tr><th colspan="2">該当する扶養親族
（第２４条第２項）</th><th>適用対象職員</th><th>平成２９年度</th><th>平成３０年度</th><th>平成３１年度</th></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">第１号</td><td>特定級外</td><td>１０，０００</td><td>６，５００</td><td>６，５００</td></tr>
<tr><td>８級相当</td><td>１０，０００</td><td>６，５００</td><td>３，５００</td></tr>
<tr><td>９級相当</td><td>１０，０００</td><td>６，５００</td><td>３，５００</td></tr>
<tr><td colspan="2">第２号</td><td>－</td><td>８，０００</td><td>１０，０００</td><td>１０，０００</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">第３号から第６号</td><td>特定級外</td><td>６，５００</td><td>６，５００</td><td>６，５００</td></tr>
<tr><td>８級相当</td><td>６，５００</td><td>６，５００</td><td>３，５００</td></tr>
<tr><td>９級相当</td><td>６，５００</td><td>６，５００</td><td>３，５００</td></tr>
<tr><td rowspan="4">配偶者がない場合の１人目</td><td>第２号</td><td>－</td><td>１０，０００</td><td colspan="2" rowspan="4">（配偶者がある場合と同様の額）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">第３号から第６号</td><td>特定級外</td><td>９，０００</td></tr>
<tr><td>８級相当</td><td>９，０００</td></tr>
<tr><td>９級相当</td><td>９，０００</td></tr>
</table>

（平成２８年１２月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

第３条　平成２８年１２月に支給する勤勉手当に関して、第３３条第４項中「１００分の８５」とあるのは「１００分の９０」と、「１００分の１０５」とあるのは「１００分の１１０」とし、表（２）成績率を下表のとおりとする。

勤務成績	一般の職員	特定幹部職員
特に優秀	１００分の１１２以上 １００分の１８０以下	１００分の１３８以上 １００分の２２０以下
優秀	１００分の９９．５以上 １００分の１１２未満	１００分の１２２．５以上 １００分の１３８未満
良好	１００分の８７	１００分の１０７
良好でない者	１００分の８７未満	１００分の１０７未満

（給与の内払）

第４条　改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

（雑則）

第５条　前各条に定めるもののほか、附則に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附　則（平３０．１．１９規則第２号）

（施行期日等）

第１条　この規則は、平成３０年１月１９日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。ただし、改正後の第３３条第４項の規定は平成２９年１２月１日から適用する。

（平成２９年１２月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

第２条　平成２９年１２月に支給する勤勉手当に関して、第３３条第４項中「１００分の９０」とあるのは「１００分の９５」と、「１００分の１１０」とあるのは「１００分の１１５」とし、表（２）成績率を下表のとおりとする。

勤務成績	一般の職員	特定幹部職員
特に優秀	１００分の１１５以上 １００分の１９０以下	１００分の１３９以上 １００分の２３０以下
優秀	１００分の１０３．５以上 １００分の１１５未満	１００分の１２４．５以上 １００分の１３９未満
良好	１００分の９２	１００分の１０２
良好でない者	１００分の９２未満	１００分の１０２未満

（55 歳を超える職員の本給月額の減額支給等の廃止）

第３条　附則（平２４．４．５規則第４号）第２条にある「当分の間」は「平成３０年３月３１日までの間」とする。

（平成３０年４月１日における号給の調整）

第４条　平成３０年４月１日において人事院規則で定める年齢に満たない職員（同日において、職員でその職務の級における最高の号給を受けるものであるものを除く。）のうち、平成２７年１月１日の第１８条の規定による昇給その他の号給の決定の状況を考慮して調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員の平成３０年４月１日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の１号給上位の号給とする。

（給与の内払）

第５条　改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

（雑則）

第６条　前各条に定めるもののほか、附則に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附　則（平３０．２．７規則第６号）

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則（平３１．２．１規則第３号）

（施行期日等）

第１条　この規則は、平成３１年２月１日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。ただし、改正後の第３３条第４項の規定は平成３０年１２月１日から適用する。

第２条　第３２条第４項表（１）の規定は平成３１年４月１日から適用する。

（平成３０年１２月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

第３条　平成３０年１２月に支給する勤勉手当に関して、第３３条第４項中「１００分の９２．５」とあるのは「１００分の９５」と、「１００分の１１２．５」とあるのは「１００分の１１５」とし、表（２）成績率を下表のとおりとする。

勤務成績	一般の職員	特定幹部職員
特に優秀	１００分の１１５以上 １００分の１９０以下	１００分の１３９以上 １００分の２３０以下

優秀	１００分の１０３．５以上 １００分の１１５未満	１００分の１２４．５以上 １００分の１３９未満
良好	１００分の９２	１００分の１０２
良好でない者	１００分の９２未満	１００分の１０２未満

（給与の内払）

第４条　改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

（雑則）

第５条　前各条に定めるもののほか、附則に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附　則（令元．１０．２３規則第３４号）

この規則は、令和元年１０月２３日から施行する。ただし、改正後の第３４条の３の規定は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令２．２．２０規則第４号）

（施行期日等）

第１条　この規則は、令和２年２月２０日から施行し、平成３１年４月１日から適用する。ただし、改正後の第３３条第４項の規定は令和元年１２月１日から適用する。

（令和元年１２月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

第２条　令和元年１２月に支給する勤勉手当に関して、第３３条第４項中「１００分の９５」とあるのは「１００分の９７．５」と、「１００分の１１５」とあるのは「１００分の１１７．５」とし、表（２）成績率を下表のとおりとする。

勤務成績	一般の職員	特定幹部職員
特に優秀	１００分の１１７．５以上 １００分の１９５以下	１００分の１４１．５以上 １００分の２３５以下
優秀	１００分の１０６以上 １００分の１１７．５未満	１００分の１２７以上 １００分の１４１．５未満
良好	１００分の９４．５	１００分の１１４．５
良好でない者	１００分の９４．５未満	１００分の１１４．５未満

（給与の内払）

第３条　改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

（雑則）

第４条　前各条に定めるもののほか、附則に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附　則（令２．３．２５規則第７号）

（施行期日等）

第１条　この規則は、令和２年４月１日から施行する。

（住居手当に関する経過措置）

第２条　施行日の前日において同条の規定による改正前の第２６条の規定により支給されていた住居手当の月額が２，０００円を超える職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当する者（人事院規則９－１４６（令和元年改正法附則第３条の規定による住居手当）の規定で除外することとされている職員を除く）に対しては、令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間、改正後の第２６条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で人事院規則の定める額。第２号において「旧手当額」という。）から２，

０００円を控除した額の住居手当を支給する。
（１）改正後の第２６条第１項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
（２）旧手当額から改正後の第２６条の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が２，０００円を超えることとなる職員
２　前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則９－５４（(住居手当）の一部を改正する人事院規則）及び人事院規則９－１４６（令和元年改正法附則第３条の規定による住居手当）の規定を準用する。
（雑則）
第３条　前各条に定めるもののほか、附則に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附　則（令和２．１１．２６規則第１８号）
この規則は、令和２年１２月１日から施行する。

附　則（令和３．６．２８規則第４３号）
この規則は、令和４年１月１日から施行する。

附　則（令和３．７．１規則第４５号）
この規則は、令和３年７月１日から施行する。

附　則（令和４．４．１８規則第２７号）
この規則は、令和４年４月１８日から施行し、令和４年４月１３日から適用する。ただし、改正後の第３３条第５項の規定は令和７年４月１日から施行する。

附　則（令和４．７．１規則第３６号）
この規則は、令和４年７月１日から施行する。

附　則（令５．１．２５規則第２号）
（施行期日等）
第１条　この規則は、令和５年１月２５日から施行し、令和４年４月１日から適用する。ただし、改正後の第３３条第４項の規定は令和４年１２月１日から適用する。
（令和４年１２月に支給する勤勉手当に関する特例措置）
第２条　令和４年１２月に支給する勤勉手当に関して、第３３条第４項中「１００分の１００」とあるのは「１００分の１０５」と、「１００分の１２０」とあるのは「１００分の１２５」とし、表（２）成績率を下表のとおりとする。

勤務成績	一般の職員	特定幹部職員
特に優秀	１００分の１２４以上 １００分の２１０以下	１００分の１４８以上 １００分の２５０以下
優秀	１００分の１１２．５以上 １００分の１２４未満	１００分の１３３．５以上 １００分の１４８未満
良好	１００分の１０１	１００分の１２１
良好でない者	１００分の１０１未満	１００分の１２１未満

（給与の内払）
第３条　改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。
（雑則）
第４条　前各条に定めるもののほか、附則に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附　則（令５．１０．２０規則第２４号）

（施行期日等）

第１条　この規則は、令和５年１０月２０日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

（６０歳に達した職員の本給月額の減額支給等）

第２条　当分の間、職員の本給月額は、当該職員が６０歳に達した日後における最初の４月１日（附則第２条第３項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される本給表の本給月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に、５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数が生じたときはこれを１００円に切り上げるものとする。）とする。

２　前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

（１）臨時的職員その他の任期を定めて雇用される職員

（２）就業規則第２条第１項に規定する、常時本学に勤務する教員

（３）鹿屋体育大学事務系職員の人事に関する規則（平成１６年規則第２２号。以下「職員人事規則」という。）第６条の５第１項の規定により、同規則第６条の２第２項に規定する異動日（同規則第６条の５第１項又は第２項の規定により延長された異動日を含む。）を延長された同規則第６条の２第２項に規定する管理監督職を占める職員

３　職員人事規則第６条の２第２項の規定による管理監督職以外の職への降任等をされた職員であって、当該管理監督職以外の職への降任をされた日（以下この項及び附則第２条第５項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第２条第１項の規定により当該職員の受ける本給月額（以下この項において「特定日本給月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた本給月額に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に、５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数が生じたときはこれを１００円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎本給月額」という。）に達しないこととなる職員（別に定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第２条第１項の規定により当該職員の受ける本給月額のほか、基礎本給月額と特定日本給月額との差額に相当する額を本給として支給する。

４　前項の規定による本給の額と当該本給を支給される職員の受ける本給月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の本給月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎本給月額と特定日本給月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の本給月額と当該職員の受ける本給月額」とする。

５　異動日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員（附則第２条第１項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第２条第３項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける本給月額のほか、別に定めるところにより、前２項の規定に準じて算出した額を本給として支給する。

６　附則第２条第３項又は前項の規定による本給を支給される職員以外の附則第２条第１項の規定を受ける職員であって、雇用の事情を考慮して当該本給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける本給月額のほか、別の定めるところにより、前３項の規定に準じて算出した額を本給として支給する。

７　附則第２条第３項又は前２項の規定による本給を支給される職員に対する第３２条第５項（第３４条第４項における「管理職加算額」を含む。）の規定の適用については、同項中、「本給月額」とあるのは、「本給月額と附則第２条第３項、第２条第５項又は第２条第６項の規定による本給の額との合計額」とする。

附　則（令６．１．２２規則第２号）

（施行期日等）

第１条　この規則は、令和６年１月２２日から施行し、令和５年４月１日から適用する。ただし、改正後の第３２条第４項及び第３３条第４項の規定は令和５年１２月１日から適用する。

（令和５年１２月に支給する期末手当に関する特例措置）

第２条　令和５年１２月に支給する期末手当に関して、第３２条第４項中「１００分の１２２．５」とあるのは「１００分の１２５」と、「１００分の１０２．５」とあるのは「１００分の１０５」とする。

（令和５年１２月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

第３条　令和５年１２月に支給する勤勉手当に関して、第３３条第４項中「１００分の１０２．５」とあるのは「１００分の１０５」と、「１００分の１２２．５」とあるのは「１００分の１２５」とし、表（２）成績率を下表のとおりとする。

勤務成績	一般の職員	特定幹部職員
特に優秀	１００分の１２４以上 １００分の２１０以下	１００分の１４８以上 １００分の２５０以下
優秀	１００分の１１２．５以上 １００分の１２４未満	１００分の１３３．５以上 １００分の１４８未満
良好	１００分の１０１	１００分の１２１
良好でない者	１００分の１０１未満	１００分の１２１未満

（給与の内払）

第４条　改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

（雑則）

第５条　前各条に定めるもののほか、附則に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附　則（令和６．６．２５規則第１６号）

この規則は、令和６年６月２５日から施行し、令和６年４月１日から適用する。ただし、改正後の第３３条第５項の規定は令和８年４月１日から施行する。

附　則（令７．１．２８規則第２号）

（施行期日等）

第１条　この規則は、令和７年１月２８日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

（令和６年１２月に支給する期末手当に関する特例措置）

第２条　令和６年１２月に支給する期末手当に関して、第３２条第４項中「１００分の１２２．５」とあるのは「１００分の１２７．５」と、「１００分の１０２．５」とあるのは「１００分の１０７．５」とする。

（令和６年１２月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

第３条　令和６年１２月に支給する勤勉手当に関して、第３３条第４項中「１００分の１０２．５」とあるのは「１００分の１０７．５」と、「１００分の１２２．５」とあるのは「１００分の１２７．５」とし、表（２）成績率を下表のとおりとする。

勤務成績	一般の職員	特定幹部職員
特に優秀	１００分の１２６．５以上 １００分の２１５以下	１００分の１５０．５以上 １００分の２５５以下
優秀	１００分の１１５以上 １００分の１２６．５未満	１００分の１３６以上 １００分の１５０．５未満
良好	１００分の１０３．５	１００分の１２３．５
良好でない者	１００分の１０３．５未満	１００分の１２３．５未満

（給与の内払）
第４条　改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。
（雑則）
第５条　前各条に定めるもののほか、附則に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附　則（令和７．３．１９規則第１１号）
（施行期日等）
第１条　この規則は、令和７年４月１日から施行する。
（号給の切替え）
第２条　令和７年４月１日(以下「切替日」という。)の前日において別表第１から別表第４までの本給表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(次条及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。
（切替日前の異動者の号給の調整）
第３条　切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び別に定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（令和８年３月３１日までの間における扶養手当に関する経過措置）
第４条　切替日から令和８年３月３１日までの間における扶養手当は、改正後の第２４条の規定にかかわらず、次項から第５項までに定めるとおりとする。
２　扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第２号から第５号までのいずれかに該当する扶養親族(第４項において「扶養親族たる父母等」という。)に係る扶養手当は、一般職員本給表（一）９級もしくは教育職員本給表６級の適用を受ける職員に対しては支給せず、次項第６号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、一般職員本給表（一）８級もしくは教育職員本給表５級の適用を受ける職員に対しては支給しない。
３　扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。
(1) 満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子
(2) 満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある孫
(3) 満６０歳以上の父母及び祖父母
(4) 満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある弟妹
(5) 重度心身障害者
(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
４　扶養手当の月額は、前項第１号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については１人につき１１，５００円、扶養親族たる父母等については１人につき６，５００円（一般職員本給表（一）８級もしくは教育職員本給表５級の適用を受ける職員にあっては、３，５００円)、前項第６号に該当する扶養親族については３，０００円とする。
５　扶養親族たる子のうちに満１５歳に達する日後の最初の４月１日から満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、５，０００円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
（単身赴任手当に関する経過措置）

第５条 改正後の第２８条第３項の規定は、切替日前に新たに本学の職員となった者にも適用する。

（その他の経過措置）

第６条　附則第２条から前条までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附則別表 号給の切替表(附則第２条関係)　ア　一般職員本給表（一）の適用を受ける職員の新号給

旧号俸	新号俸						
	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1	1
15	11	7	7	3	1	1	1
16	12	8	8	4	1	1	1
17	13	9	9	5	1	1	1
18	14	10	10	6	2	1	2
19	15	11	11	7	3	1	2
20	16	12	12	8	4	1	2
21	17	13	13	9	5	1	2
22	18	14	14	10	6	1	2
23	19	15	15	11	7	1	3
24	20	16	16	12	8	2	3
25	21	17	17	13	9	2	3
26	22	18	18	14	10	2	3
27	23	19	19	15	11	2	4
28	24	20	20	16	12	3	4
29	25	21	21	17	13	3	4
30	26	22	22	18	14	3	4
31	27	23	23	19	15	3	5
32	28	24	24	20	16	3	5
33	29	25	25	21	17	3	5
34	30	26	26	22	18	4	5
35	31	27	27	23	19	4	6
36	32	28	28	24	20	4	6
37	33	29	29	25	21	4	6

38	34	30	30	26	22	4	6
39	35	31	31	27	23	4	6
40	36	32	32	28	24	4	7
41	37	33	33	29	25	4	7
42	38	34	34	30	26	5	
43	39	35	35	31	27	5	
44	40	36	36	32	28	5	
45	41	37	37	33	29	5	
46	42	38	38	34	30		
47	43	39	39	35	31		
48	44	40	40	36	32		
49	45	41	41	37	33		
50	46	42	42	38	34		
51	47	43	43	39	35		
52	48	44	44	40	36		
53	49	45	45	41	37		
54	50	46	46	42	38		
55	51	47	47	43	39		
56	52	48	48	44	40		
57	53	49	49	45	41		
58	54	50	50	46	42		
59	55	51	51	47	43		
60	56	52	52	48	44		
61	57	53	53	49	45		
62	58	54	54	50			
63	59	55	55	51			
64	60	56	56	52			
65	61	57	57	53			
66	62	58	58	54			
67	63	59	59	55			
68	64	60	60	56			
69	65	61	61	57			
70	66	62	62	58			
71	67	63	63	59			
72	68	64	64	60			
73	69	65	65	61			
74	70	66	66	62			
75	71	67	67	63			
76	72	68	68	64			
77	73	69	69	65			
78	74	70	70	66			
79	75	71	71	67			
80	76	72	72	68			
81	77	73	73	69			
82	78	74	74	70			
83	79	75	75	71			
84	80	76	76	72			

85	81	77	77	73			
86	82	78	78				
87	83	79	79				
88	84	80	80				
89	85	81	81				
90	86	82	82				
91	87	83	83				
92	88	84	84				
93	89	85	85				
94	90						
95	91						
96	92						
97	93						
98	94						
99	95						
100	96						
101	97						
102	98						
103	99						
104	100						
105	101						
106	102						
107	103						
108	104						
109	105						
110	106						
111	107						
112	108						
113	109						

イ　一般職員本給表（二）の適用を受ける職員の新号給

旧号俸	新　号　俸	
	１級	３級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	2
7	1	3
8	1	4
9	1	5
10	1	6
11	1	7
12	1	8
13	1	9
14	1	10

旧号俸	新　号　俸	
	１級	３級
71	55	67
72	56	68
73	57	69
74	58	70
75	59	71
76	60	72
77	61	73
78	62	74
79	63	75
80	64	76
81	65	77
82	66	78
83	67	79
84	68	80

15	1	11
16	1	12
17	1	13
18	2	14
19	3	15
20	4	16
21	5	17
22	6	18
23	7	19
24	8	20
25	9	21
26	10	22
27	11	23
28	12	24
29	13	25
30	14	26
31	15	27
32	16	28
33	17	29
34	18	30
35	19	31
36	20	32
37	21	33
38	22	34
39	23	35
40	24	36
41	25	37
42	26	38
43	27	39
44	28	40
45	29	41
46	30	42
47	31	43
48	32	44
49	33	45
50	34	46
51	35	47
52	36	48
53	37	49
54	38	50
55	39	51
56	40	52
57	41	53
58	42	54
59	43	55
60	44	56
61	45	57

85	69	81
86	70	82
87	71	83
88	72	84
89	73	85
90	74	86
91	75	87
92	76	88
93	77	89
94	78	90
95	79	91
96	80	92
97	81	93
98	82	94
99	83	95
100	84	96
101	85	97
102	86	98
103	87	99
104	88	100
105	89	101
106	90	102
107	91	103
108	92	104
109	93	105
110	94	106
111	95	107
112	96	108
113	97	109
114	98	110
115	99	111
116	100	112
117	101	113
118	102	114
119	103	115
120	104	116
121	105	117
122		118
123		119
124		120
125		121
126		122
127		123
128		124
129		125
130		126
131		127

62	46	58
63	47	59
64	48	60
65	49	61
66	50	62
67	51	63
68	52	64
69	53	65
70	54	66

132		128
133		129

ウ　教育職員本給表の適用を受ける職員

旧号俸	新　号　俸			
	３級	４級	５級	６級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	2
11	1	1	1	2
12	1	1	1	2
13	1	1	1	2
14	2	1	1	3
15	3	1	1	3
16	4	1	1	3
17	5	1	1	3
18	6	2	1	3
19	7	3	1	4
20	8	4	1	4
21	9	5	1	4
22	10	6	1	
23	11	7	1	
24	12	8	1	
25	13	9	2	
26	14	10	2	
27	15	11	2	
28	16	12	2	
29	17	13	3	
30	18	14	3	
31	19	15	3	
32	20	16	3	
33	21	17	4	
34	22	18	4	
35	23	19	4	

旧号俸	新　号　俸			
	３級	４級	５級	６級
61	49	45	11	
62	50	46	11	
63	51	47	11	
64	52	48	11	
65	53	49	11	
66	54	50	12	
67	55	51	12	
68	56	52	12	
69	57	53	12	
70	58	54	12	
71	59	55	13	
72	60	56	13	
73	61	57	13	
74	62	58	13	
75	63	59	13	
76	64	60	14	
77	65	61	14	
78	66	62	14	
79	67	63	14	
80	68	64	14	
81	69	65	15	
82	70	66		
83	71	67		
84	72	68		
85	73	69		
86	74	70		
87	75	71		
88	76	72		
89	77	73		
90	78	74		
91	79	75		
92	80	76		
93	81	77		
94	82	78		
95	83	79		

36	24	20	4	
37	25	21	5	
38	26	22	5	
39	27	23	5	
40	28	24	5	
41	29	25	6	
42	30	26	6	
43	31	27	6	
44	32	28	6	
45	33	29	7	
46	34	30	7	
47	35	31	7	
48	36	32	7	
49	37	33	8	
50	38	34	8	
51	39	35	8	
52	40	36	8	
53	41	37	9	
54	42	38	9	
55	43	39	9	
56	44	40	9	
57	45	41	10	
58	46	42	10	
59	47	43	10	
60	48	44	10	

96	84	80		
97	85	81		
98	86	82		
99	87	83		
100	88	84		
101	89	85		
102	90			
103	91			
104	92			
105	93			
106	94			
107	95			
108	96			
109	97			
110	98			
111	99			
112	100			
113	101			
114	102			
115	103			
116	104			
117	105			

エ　医療職員本給表の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸
	３級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	2
7	3
8	4
9	5
10	6
11	7
12	8
13	9
14	10
15	11
16	12
17	13
18	14

旧号俸	新号俸
	３級
43	39
44	40
45	41
46	42
47	43
48	44
49	45
50	46
51	47
52	48
53	49
54	50
55	51
56	52
57	53
58	54
59	55
60	56

旧号俸	新号俸
	３級
85	81
86	82
87	83
88	84
89	85
90	86
91	87
92	88
93	89
94	90
95	91
96	92
97	93
98	94
99	95
100	96
101	97
102	98

19	15
20	16
21	17
22	18
23	19
24	20
25	21
26	22
27	23
28	24
29	25
30	26
31	27
32	28
33	29
34	30
35	31
36	32
37	33
38	34
39	35
40	36
41	37
42	38

61	57
62	58
63	59
64	60
65	61
66	62
67	63
68	64
69	65
70	66
71	67
72	68
73	69
74	70
75	71
76	72
77	73
78	74
79	75
80	76
81	77
82	78
83	79
84	80

103	99
104	100
105	101
106	102
107	103
108	104
109	105
110	106
111	107
112	108
113	109
114	110
115	111
116	112
117	113
118	114
119	115
120	116
121	117
122	118
123	119
124	120
125	121

別表第１

一般職員本給表（一）

職務の級	１　級	２　級	３　級	４　級	５　級	６　級	７　級	８　級	９　級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200
2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100
3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300
4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600
5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100
6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400
7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200		
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700		
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200		
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700		
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000		
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300		
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500		
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700		
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000		
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300		
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500		
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700		
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500		
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300		
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100		
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700		
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300		
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900		
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500		
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200		
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000		
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400		
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100		
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600		
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000		
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400		
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800		
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200		
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600		
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000		
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300		
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600		
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000		
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300		
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600		
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900		
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700			
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000			
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300			
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500			
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800			
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100			

52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400			
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600			
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900			
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200			
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500			
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700			
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000			
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300			
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500			
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700			
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000			
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300			
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500			
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700			
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000			
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300			
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500			
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700			
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000			
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300			
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500			
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700			
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500				
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800				
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000				
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200				
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500				
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800				
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000				
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200				
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500				
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800				
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000				
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200				
86	256,000	297,100	346,000						
87	256,300	297,400	346,400						
88	256,600	297,700	346,800						
89	256,900	298,000	347,000						
90	257,200	298,300	347,400						
91	257,500	298,600	347,800						
92	257,800	299,000	348,200						
93	258,100	299,200	348,400						
94		299,400	348,800						
95		299,700	349,200						
96		300,100	349,500						
97		300,300	349,800						
98		300,600	350,200						
99		301,000	350,600						
100		301,400	351,000						
101		301,600	351,500						
102		301,900	351,900						
103		302,200	352,300						
104		302,500	352,700						
105		302,700	353,200						
106		303,000	353,600						
107		303,300	353,900						
108		303,600	354,200						
109		303,800	354,700						
110		304,200							

111		304,600							
112		304,900							
113		305,100							
114		305,300							
115		305,600							
116		306,000							
117		306,200							
118		306,400							
119		306,700							
120		307,000							
121		307,400							
122		307,600							
123		307,900							
124		308,200							
125		308,500							
定年前再雇用短時間勤務職員	基準本給月額	基準本給月額	基準本給月額	基準本給月額	基準本給月額	基準本給月額	基準本給月額	基準本給月額	基準本給月額
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000

備考　この表は、他の本給表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第２

一般職員本給表（二）

職務の級 / 号給	１　級	２　級	３　級
	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円
1	185,700	227,700	247,600
2	187,400	228,500	248,700
3	189,100	229,300	249,700
4	190,800	230,100	250,700
5	192,500	230,800	251,700
6	194,200	231,600	252,900
7	195,800	232,400	254,000
8	197,400	233,200	255,000
9	199,000	234,000	256,100
10	200,500	234,700	257,100
11	202,000	235,400	258,000
12	203,500	236,100	258,500
13	205,000	236,800	259,100
14	206,500	237,400	259,500
15	208,000	238,000	259,900
16	209,500	238,600	260,400
17	211,000	239,200	260,900
18	212,400	239,800	261,400
19	213,800	240,400	261,900
20	215,200	240,900	262,500
21	216,600	241,400	263,300
22	217,700	241,900	263,900
23	218,800	242,400	264,500
24	219,900	242,900	265,300
25	220,900	243,400	266,100
26	221,800	243,900	266,800
27	222,700	244,300	267,400
28	223,600	244,800	268,200
29	224,500	245,400	269,000
30	225,300	245,900	269,700
31	226,100	246,400	270,400
32	226,900	246,800	271,100
33	227,700	247,200	271,800
34	228,400	247,700	272,500
35	229,100	248,200	273,200
36	229,800	248,600	273,900
37	230,500	249,000	274,600
38	231,100	249,500	275,300
39	231,700	250,000	275,900
40	232,300	250,400	276,500
41	233,000	250,800	277,000
42	233,500	251,300	277,500
43	234,000	251,800	278,000
44	234,500	252,200	278,500
45	235,000	252,600	279,000
46	235,400	253,000	279,500
47	235,800	253,400	280,000
48	236,200	253,800	280,400
49	236,600	254,200	280,800
50	236,900	254,600	281,300
51	237,200	255,000	281,700

52	237,500	255,400	282,200
53	237,800	255,800	282,600
54	238,100	256,200	283,100
55	238,400	256,600	283,600
56	238,700	257,000	284,100
57	238,900	257,300	284,600
58	239,200	257,700	285,200
59	239,500	258,100	285,800
60	239,700	258,400	286,400
61	239,900	258,700	287,000
62	240,200	259,100	287,600
63	240,500	259,500	288,200
64	240,700	259,800	288,800
65	240,900	260,100	289,300
66	241,200	260,400	289,800
67	241,500	260,700	290,300
68	241,700	260,900	290,800
69	241,900	261,100	291,300
70	242,200	261,400	291,800
71	242,500	261,700	292,200
72	242,700	261,900	292,600
73	242,900	262,100	293,000
74	243,200	262,400	293,400
75	243,500	262,700	293,800
76	243,700	262,900	294,200
77	243,900	263,100	294,600
78	244,200	263,400	295,000
79	244,500	263,700	295,400
80	244,700	263,900	295,900
81	244,900	264,100	296,200
82	245,200	264,400	296,700
83	245,400	264,700	297,200
84	245,700	264,900	297,700
85	245,900	265,100	298,000
86	246,100	265,300	298,500
87	246,400	265,600	299,000
88	246,700	265,900	299,300
89	246,900	266,100	299,700
90	247,200	266,300	300,200
91	247,500	266,600	300,700
92	247,700	266,800	301,200
93	247,900	267,100	301,500
94	248,200	267,400	301,900
95	248,500	267,700	302,400
96	248,700	267,900	302,900
97	248,900	268,100	303,300
98	249,200	268,400	303,700
99	249,500	268,600	304,000
100	249,700	268,900	304,300
101	249,900	269,100	304,600
102	250,200	269,300	305,000
103	250,500	269,600	305,300
104	250,700	269,900	305,700
105	250,900	270,100	306,000
106		270,300	306,400
107		270,600	306,800
108		270,800	307,100
109		271,100	307,300
110		271,400	307,600

111		271,700	307,900
112		271,900	308,100
113		272,100	308,300
114		272,400	308,600
115		272,600	308,900
116		272,800	309,100
117		273,100	309,300
118		273,400	309,600
119		273,700	309,900
120		273,900	310,100
121		274,100	310,300
122		274,300	310,600
123		274,600	310,900
124		274,900	311,100
125		275,100	311,300
126		275,300	311,600
127		275,600	311,900
128		275,900	312,100
129		276,100	312,300
130		276,300	
131		276,600	
132		276,900	
133		277,100	
134		277,300	
135		277,600	
136		277,900	
137		278,100	

備考　この表は、自動車運転の業務に従事する職員に適用する。

別表第３

教育職員本給表

職務の級	１　級	２　級	３　級	４　級	５　級	６　級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円
1	217,800	261,400	340,300	393,600	466,000	563,800
2	220,300	263,600	341,900	395,300	474,200	571,100
3	222,700	265,700	343,500	396,700	482,600	577,100
4	225,100	267,600	345,000	398,000	490,800	582,100
5	227,500	269,400	346,500	399,200	498,700	586,100
6	229,900	270,900	348,100	400,200	506,200	589,100
7	232,400	272,400	349,700	401,200	513,500	591,400
8	234,800	273,900	351,300	402,200	520,500	593,400
9	237,200	275,700	352,700	403,100	526,900	
10	239,000	277,700	354,700	404,200	532,300	
11	240,800	279,700	356,700	405,300	537,100	
12	242,600	281,700	358,700	406,400	541,500	
13	244,300	283,700	360,500	407,500	544,700	
14	245,900	285,900	362,100	408,600	547,600	
15	247,500	288,000	363,700	409,700	550,400	
16	249,000	290,100	365,300	410,800	552,800	
17	250,500	292,000	366,600	411,900	554,800	
18	251,900	294,700	368,100	413,000		
19	253,200	297,400	369,500	414,100		
20	254,600	300,000	370,800	415,300		
21	255,900	302,600	372,100	416,300		
22	257,400	305,000	373,300	417,400		
23	258,900	307,400	374,500	418,500		
24	260,400	309,600	375,600	419,700		
25	261,900	311,800	376,700	420,600		
26	263,600	313,800	378,100	421,700		
27	265,300	315,800	379,400	422,800		
28	267,000	317,800	380,700	423,800		
29	268,600	319,800	382,000	424,800		
30	270,500	321,700	383,300	425,900		
31	272,400	323,600	384,600	427,000		
32	274,300	325,500	385,900	428,100		
33	276,100	327,300	387,200	429,100		
34	277,300	329,200	388,400	430,300		
35	278,500	331,100	389,600	431,500		
36	279,600	333,000	390,700	432,700		
37	280,600	334,700	391,800	433,400		
38	281,600	335,900	393,000	434,300		
39	282,600	337,000	394,100	435,200		
40	283,600	338,100	395,200	436,000		
41	284,600	338,700	396,300	436,800		
42	285,700	339,100	397,500	437,700		
43	286,800	339,500	398,700	438,600		
44	287,700	339,900	399,800	439,400		
45	288,600	340,500	400,800	440,100		
46	289,600	341,000	401,800	441,000		
47	290,600	341,500	402,800	442,000		
48	291,500	341,900	403,700	442,900		
49	292,400	342,300	404,900	443,800		
50	292,900	342,700	406,300	444,700		
51	293,300	343,100	407,700	445,700		

52	293,900	343,500	409,100	446,600			
53	294,300	343,900	409,900	447,600			
54	294,700	344,300	410,900	448,600			
55	295,000	344,700	411,900	449,500			
56	295,400	345,100	413,000	450,500			
57	295,800	345,500	413,900	451,400			
58	296,300	345,900	414,700	452,300			
59	296,800	346,300	415,500	453,200			
60	297,200	346,700	416,200	454,200			
61	297,600	347,100	416,900	455,000			
62	298,000	347,500	417,800	455,400			
63	298,400	347,900	418,600	456,000			
64	298,800	348,300	419,200	456,600			
65	299,200	348,700	419,800	457,300			
66	299,600	349,100	420,300	458,000			
67	300,000	349,500	420,700	458,300			
68	300,400	349,900	421,100	458,900			
69	300,800	350,300	421,400	459,300			
70	301,200	350,800	421,800	459,700			
71	301,600	351,200	422,100	460,100			
72	302,000	351,600	422,500	460,400			
73	302,400	351,900	422,800	460,700			
74	302,800	352,400	423,200	461,100			
75	303,200	352,800	423,600	461,500			
76	303,600	353,200	424,000	461,800			
77	303,900	353,600	424,300	462,100			
78	304,300	354,100	424,600	462,500			
79	304,700	354,600	425,000	462,800			
80	305,100	355,100	425,300	463,100			
81	305,400	355,600	425,600	463,400			
82	305,800	356,300	426,000	463,800			
83	306,200	357,000	426,300	464,100			
84	306,600	357,700	426,600	464,400			
85	306,900	358,300	426,900	464,700			
86	307,300	358,900	427,200				
87	307,700	359,500	427,500				
88	308,100	360,100	427,800				
89	308,500	360,600	428,100				
90	308,900	361,000	428,400				
91	309,300	361,400	428,700				
92	309,700	361,800	429,000				
93	310,100	362,200	429,300				
94	310,600	362,600	429,600				
95	311,100	363,100	429,900				
96	311,500	363,500	430,200				
97	311,900	364,100	430,500				
98	312,400	364,600	430,800				
99	312,900	365,000	431,100				
100	313,500	365,500	431,400				
101	313,800	365,900	431,700				
102	314,100	366,400	432,000				
103	314,400	366,700	432,300				
104	314,700	367,100	432,600				
105	315,000	367,600	432,800				
106	315,300	368,000					
107	315,600	368,500					
108	315,800	369,000					
109	316,100	369,400					
110	316,400	369,900					

111	316,800	370,300				
112	317,200	370,700				
113	317,500	371,100				
114	317,900	371,500				
115	318,200	371,900				
116	318,500	372,300				
117	318,700	372,700				
118	319,000	373,100				
119	319,400	373,500				
120	319,800	373,900				
121	320,000	374,200				
122	320,300	374,600				
123	320,600	375,100				
124	321,000	375,400				
125	321,200	375,800				
126	321,400	376,300				
127	321,700	376,800				
128	322,000	377,200				
129	322,200	377,600				
130	322,500	378,100				
131	322,900	378,600				
132	323,100	379,100				
133	323,300	379,600				
134	323,600	380,100				
135	324,000	380,600				
136	324,200	381,100				
137	324,400	381,600				
138	324,600	382,100				
139	324,800	382,600				
140	325,100	383,100				
141	325,500	383,600				
142	325,800					
143	326,100					
144	326,400					
145	326,800					
146	327,100					
147	327,300					
148	327,600					
149	328,000					
150	328,300					
151	328,600					
152	328,800					
153	329,100					
154	329,400					
155	329,700					
156	330,000					
157	330,200					

備考　この表は、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で学長が定めるものに適用する。

別表第４

医療職員本給表

職務の級	１　級	２　級	３　級
号給	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円
1	207,700	240,600	281,800
2	209,600	242,800	282,300
3	211,400	245,000	282,800
4	213,100	247,200	283,300
5	214,800	249,400	283,800
6	216,700	250,400	284,300
7	218,500	251,300	284,800
8	220,200	252,200	285,300
9	221,900	253,100	285,800
10	223,900	254,300	286,300
11	225,800	255,400	286,800
12	227,700	256,300	287,300
13	229,600	257,100	287,800
14	231,600	257,800	288,300
15	233,600	258,500	288,800
16	235,600	259,400	289,300
17	237,600	260,500	289,800
18	239,600	261,600	290,300
19	241,700	262,700	290,800
20	243,700	263,800	291,300
21	245,600	264,900	291,800
22	246,800	266,000	292,300
23	248,000	267,100	292,800
24	249,100	268,200	293,300
25	250,200	269,200	293,800
26	251,100	270,300	294,400
27	252,000	271,400	295,200
28	252,900	272,400	296,000
29	253,700	273,400	296,700
30	254,500	274,100	297,500
31	255,200	274,800	298,300
32	255,900	275,500	299,100
33	256,700	276,200	299,800
34	257,500	276,800	300,600
35	258,300	277,300	301,400
36	259,000	277,800	302,100
37	259,700	278,300	302,900
38	260,600	278,900	303,700
39	261,500	279,400	304,500
40	262,300	279,900	305,300
41	263,100	280,300	306,000
42	264,000	280,800	307,000
43	264,800	281,300	308,000
44	265,600	281,800	308,900
45	266,400	282,300	309,800
46	267,100	282,800	310,800
47	267,800	283,300	311,800
48	268,400	283,800	312,700
49	269,000	284,300	313,600
50	269,500	284,800	314,600
51	270,000	285,300	315,600

52	270,400	285,800	316,600
53	270,800	286,300	317,400
54	271,300	286,800	318,400
55	271,800	287,300	319,400
56	272,200	287,800	320,300
57	272,600	288,300	321,200
58	273,000	289,100	322,200
59	273,400	289,900	323,200
60	273,800	290,600	324,100
61	274,200	291,300	325,000
62	274,600	292,200	326,200
63	275,000	293,100	327,400
64	275,400	293,900	328,600
65	275,800	294,700	329,300
66	276,200	295,600	330,400
67	276,600	296,400	331,500
68	277,000	297,200	332,400
69	277,400	298,000	333,500
70	277,900	298,900	334,200
71	278,400	299,800	335,300
72	278,800	300,700	336,400
73	279,200	301,600	337,500
74	279,800	302,500	338,700
75	280,400	303,400	339,800
76	280,900	304,300	340,900
77	281,400	305,100	342,000
78	282,000	306,100	343,100
79	282,600	307,100	344,100
80	283,100	308,000	345,200
81	283,600	308,500	346,100
82	284,100	309,400	347,100
83	284,600	310,300	348,000
84	285,100	311,100	349,000
85	285,600	311,900	349,900
86	286,100	312,900	350,700
87	286,600	313,900	351,500
88	287,100	314,900	352,300
89	287,600	315,800	352,900
90	288,100	316,900	353,500
91	288,600	317,900	354,100
92	289,100	318,900	354,700
93	289,600	319,700	355,100
94	290,200	320,400	355,500
95	290,800	321,100	356,000
96	291,400	321,700	356,400
97	292,000	322,200	356,900
98	292,500	322,500	357,300
99	293,000	323,100	357,800
100	293,500	323,700	358,200
101	294,000	324,100	358,500
102	294,500	324,700	359,000
103	295,000	325,300	359,400
104	295,400	325,800	359,700
105	295,800	326,200	360,100
106	296,300	326,700	360,600
107	296,800	327,200	361,100
108	297,100	327,700	361,600
109	297,300	328,100	362,100
110	297,600	328,500	362,600

111	297,800	328,800	363,100
112	298,100	329,100	363,500
113	298,400	329,400	363,900
114	298,600	329,800	364,300
115	298,900	330,100	364,800
116	299,100	330,400	365,300
117	299,400	330,600	365,700
118	299,700	330,900	366,200
119	300,000	331,200	366,700
120	300,300	331,400	367,200
121	300,600	331,600	367,500
122	301,000	331,900	
123	301,300	332,200	
124	301,600	332,500	
125	301,800	332,700	
126	302,000	333,000	
127	302,300	333,400	
128	302,700	333,600	
129	302,900	333,800	
130	303,200	334,000	
131	303,600	334,400	
132	304,000	334,600	
133	304,200	334,900	
134	304,500	335,300	
135	304,800	335,700	
136	305,100	336,100	
137	305,300	336,400	
138	305,600	336,800	
139	305,900	337,200	
140	306,200	337,600	
141	306,400	337,900	
142	306,800	338,300	
143	307,200	338,600	
144	307,500	339,000	
145	307,700	339,300	
146	307,900	339,700	
147	308,200	340,100	
148	308,600	340,500	
149	308,800	340,800	
150	309,000	341,200	
151	309,300	341,600	
152	309,600	342,000	
153	310,000	342,300	
154	310,200		
155	310,400		
156	310,700		
157	311,000		
158	311,300		
159	311,600		
160	311,900		
161	312,300		
162	312,600		
163	312,900		
164	313,200		
165	313,600		
166	313,900		
167	314,200		
168	314,500		
169	314,900		

定年前再雇用短時間勤務職員	基準本給月額	基準本給月額	基準本給月額
	239,700	260,200	267,500

備考　この表は、保健管理センターに所属する保健師に適用する。

別表第５

勤　務　箇　所	職　　員	調 整 数
大学院体育学研究科	(1) 博士後期課程の授業を常時担当する教授、准教授、講師又は助教、又は主任若しくは副主任として学生に対する研究指導に従事する者	2
	(2) 修士課程の授業を常時担当する教授、准教授、講師又は助教、又は主任若しくは副主任として学生に対する研究指導に従事する者	1
	(3) 体育学研究科に在学する学生の指導に常時従事する助教又は助手で、博士の学位を有する者又はそれと同等の研究業績を有する者	

別表第６　調整基本額表

教育職員本給表

職務の級	調　整　基　本　額
２級	10,500 円
３級	11,900 円
４級	12,700 円
５級	15,000 円
６級	16,300 円